

健康経営優良法人2025(中小規模法人部門) 今年度の概要

2024年8月

株式会社日本総合研究所

- 1. 健康経営優良法人認定制度概要
- 2.回答・申請フロー
- 3. 申請方法および申請書記入方法
- 4. 今年度の変更点
- 5.申請項目
 - 5-1. 基本情報
 - 5-2. 経営理念·方針
 - 5-3. 組織体制
 - 5-4. 制度·施策実行
 - 5-5. 評価·改善
- 6. ブライト500認定要件
- 7.健康経営優良法人に関するアンケート



1. 健康経営優良法人認定制度概要



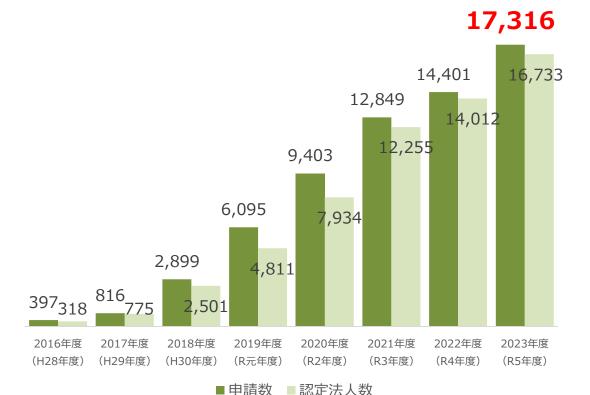
健康経営優良法人認定制度(中小規模法人部門)について

- 健康経営優良法人認定制度とは、優良な健康経営に取り組む法人を「見える化」し、社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的に経済産業省が開始した顕彰制度です。
- 令和4年度より経済産業省の補助事業として、日本経済新聞社にて運営されています。

健康経営推進企業の顕彰

健康経営優良法人 【中小規模法人部門(ブライト500)】 上位500法人 健康経営優良法人 (中小規模法人部門) 健康宣言に取り組む 法人・事業所 中小企業・中小規模法人 (300万法人以上)

健康経営優良法人(中小規法人部門)申請・認定状況の推移



出所:<u>健康経営とは - ACTION!健康経営 | ポータルサイト(健康経営優良法人認定制度)</u>(kenko-keiei.jp)を引用 出所:健康・医療新産業協議会第11回健康投資WG事務局説明資料を一部改変



2. 回答・申請フロー



申請・認定フロー

「健康経営優良法人」の認定フロー

中小規模法人

全国健康保険協会(協会けんぽ)、 健康保険組合に加入している事業者(*1) 国保組合、共済組合、その他に加入している事業者(*2)

保険者での健康宣言事業実施有無の確認

健康宣言事業への参加

実施有

実施無

「ACTION!健康経営」ポータルサイトより申請申込ページへ

「健康経営優良法人(中小規模法人部門)認定申請書」を ダウンロードし、自社の取り組み状況を記載のうえ、アップロード。

【申請〆切】2024年10月18日(金)17時

申請内容に基づき審査

認定委員会において審議

日本健康会議が「健康経営優良法人」を認定

- *1:協会けんぽ、健康保険組合に加入している場合は、加入している保険者が実施している健康宣言事業への参加が必要です。
- *2: 国保組合、共済組合、その他の保険者に加入している場合は、加入している保険者に健康宣言事業実施の有無について、お問合せください。なお、加入している保険者が健康宣言事業を実施していない場合は、各自治体が実施する健康宣言事業への参加、あるいは、自社独自の健康宣言の実施をもって代替可能です。

出所: ACTION!健康経営「健康経営優良法人」の認定フローを一部改変



健康経営優良法人認定申請料

- 健康経営優良法人の申請においては申請料が必要となります。
- 振込期限(2024年12月31日(火)15時)までの振り込みが確認されない場合、健康経営優良法人として 認定されません。

認定申請料 15,000円(税込16,500円)/件

※振込手数料は申請者負担となります。

- ①申請受付〆切後、2024年11月上旬(予定)にご請求書が届きます。
 - ・請求書は「マネーフォワードケッサイ株式会社」から、メール、郵送もしくはその両方にて届きます。
- ・ご請求書が届かない場合は、申請状況をご確認のうえ、マネーフォワードケッサイ株式会社宛にお問い合わせください。
 - ・申請IDごとにお振込先口座が異なり、お振込先口座の情報はご請求書により通知します。
 - ・ご請求書の送付前にお振込先口座の情報をお伝えできませんのでご了承ください。
 - ・認定申請料の債権は申請受付時に日本経済新聞社からマネーフォワードケッサイ株式会社に債権譲渡します。また、申請書記載の申請者のご担当者の個人情報を、マネーフォワードケッサイ株式会社に提供します。
- ②2024年12月31日(火)15時までにお振込ください。
 - ・入金確認をもって認定審査が行われます。未入金の場合は審査が行われません。
 - ・入金は申請IDごとに管理しております。複数の申請IDをまとめてのご入金はできません。
 - ・入金後に申請を取り下げた場合や、不認定となった場合も返金は行いません。
 - ・見積書、納品書など請求書以外の発行はできかねます。



【誓約事項】

誓約事項を確認し、誓約事項下部の誓約日および誓約者の役職と氏名(法人の代表者名)、代表となる従業員名をご記入ください。

申請・認定後に回答内容の虚偽記載や法令違反等があった場合、認定を取り消す場合があります。

*** (13年以 日本 13年以 13年以 日本 13

- 1. 申請者は、健康経営の取り組みを推進するにあたってその基盤となる、職場の労働安全衛生の確立のための 必要な措置、労働災害を防止するための具体的な措置を講じ、従業員の安全・健康の確保に向けた取り組みを 推進していること。
- 2. 申請者は、以下の法令を遵守していること。
 - (1) 労働安全衛生法第66条に基づき、健康診断を行っていること。
 - (2) 労働安全衛生法第66条の4に基づき、健康診断を実施後に異常所見が認められた全ての従業員に対して、 産業医等による意見聴取を行い、就業判定を実施していること。
 - (3) 労働安全衛生法第66条の10に基づき、50人以上の事業場における医師、保健師、その他厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を行っていること。
- 3. 申請日時点で以下の事実がないこと。
 - (1) 労働安全衛生法第79条に基づき、都道府県労働局長により安全管理特別指導事業場または 衛生管理特別指導事業場に指定されていること。
- 4. 2023年4月1日から申請日までに、以下の事実がないこと。
- (1) 労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により、送検されている、行政機関により 法人名を公表されている。または是正勧告を受けたが是正排置を確じていないこと。
- (2) 長時間労働等に関する重大な労働基準関係法令の同一条項に基づき、同一の事業場において是正勧告書で 2回以上指摘されていること。
- (3) 違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき 法人名が公表されていること。
- (4) 労働安全衛生法第78条に基づき、厚生労働大臣により特別安全衛生改善計画作成が指示され、 当該改善計画に基づき改善を行っている期間中であること。
- (5) 労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に係る違反により、勧告を受けていること。
- 5. 申請内容に虚偽がないこと。また、認定審査期間中および認定期間中に、日本健康会議健康経営優良法人 認定委員会及び認定事務局から追加的な確認が求められた場合には誠実に対応し、虚偽等が判明した場合には不認定や 認定取り消しとなる可能性があることを認識すること。さらに、当申請で回答した内容について説明できる 資料を"認定基準適合審め申請にあたって保存すべき資料"に記載された資料例を参考に準備し、 申請期間最終日から2年間保存すること。また、当該資料の提出を求められた際には1週間以内に提出に応じること。
- 6. 過去、現在および将来にわたって、暴力団等の反社会的勢力に所属せず、また関係を有していないこと。
- 7. 健康経営優良法人に認定された場合、以下の事項を遵守すること。
- (1) 申請書に記載し、認定の根拠となった事実・取り組み状況については、定期的・継続的に法人内の状況を 適切に把握し、申請時点の取り組み状況を維持または向上させるよう努めること。
- (2) 健康経営優良法人のロゴマークは、「健康経営優良法人ロゴマーク使用規約」に従い、かつ、認定有効期間 内(健康経営優良法人2025認定後から2026年3月31日まで)に限り使用すること。
- (3) 申請時点での法人の名称や所在地に変更が生じた場合は、速やかに変更事項報告書により報告すること。
- (4) 申請時点で記載し認定の根拠となった事実・取り組み状況に変更が生じ、その結果、 認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに認定返納届により認定を返納すること。
- (5) 認定基準または当該誓約の内容に反する事実が明らかになり、それに基づいて認定が取り消され、 その事実が公表されることに伴い、不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないこと。
- (6) 認定を返納した場合または認定が取り消された場合、健康経営優良法人としての自称および 健康経営優良法人のロゴマークの使用を速やかに取りやめること。

- 8. 申請にあたり、以下の事項に同意すること。
 - (1) 健康経営優良法人2025 (中小規模法人部門) に認定された法人は、法人番号・業種・市区町村名・ 加入保険者名・認定要件適合状況が経済産業省・ACTION!健康経営のウェブサイト等で公表されること。
 - (2) 認定審査は、申請者から提出された申請書に基づき行うため、審査の判断の根拠となった申請者の 取り組みが実際に行われていることについての説明責任は申請者に帰属し、日本健康会議と その構成員・団体、健康経営優良法人認定委員会等が一切責任を負わないこと。
 - (3) 申請データは、株式会社日本経済新聞社(補助事業者)、株式会社日本総合研究所(補助事業委託事業者)、株式会社日経りサーチ(補助事業委託事業者)が知的財産権等を保有し、データの管理を行う。
 - (4) 個々の回答データを事前の許諾なしにそのまま公表することはないが、健康経営の普及に向けた学術研究のために、大学等研究機関から経済産業省に対し申請があった場合、個社名付きの回答データの当該研究外での使用の禁止や守秘義務等を誓約させた上で、回答データをこれら大学等研究機関に提供することがある。なお、当該データを提供する場合、個人情報を含まない個社名付きのデータを提供するが、大学等研究機関が発表・公表する研究成果については、個社名や個社名が類推できるような記載は一切行わないことを誓約させるものとする。ただし、経済産業省に対しては健康経営の推進や研究のための活用及び健康経営推進状況の公表を目的とした場合に限り、回答データを提供するものとする
 - (5) 内部または外部からの告発等により取り組み状況の調査が行われる場合は、告発内容の正否に関わらず調査に 誠実に対応すること。
 - (6) 法令遵守状況その他社会通念に照らしてふさわしくないと判断される場合、 認定されないまたは認定後においても認定取り消しとなる場合があること。
 - (7) 従業員代表に本申請内容の全てを共有すること。 ※従業員代表の条件は36協定に準じるものとし、36協定を締結していない場合は事業場等における従業員の 過半数を代表する者(管理監督者・役員を除く)とする。

| 申請者(法人名): | 誓約日: 申請内容記載表冒頭で回 | 2024 年 月 日]答した法人名が自動で表示されます |
|--------------|---------------------|---------------------------------|
| 誓約者(法人の代表者): | 誓約者役職名 | 誓約者氏名 |
| | 申請内容を | 共有した従業員代表の氏名 |
| 従業員代表: | | |

↑誓約日と誓約者として法人の代表者名とその役職、 従業員代表の氏名をご記入ください。

※記入していない場合は、健康経営優良法人2025認定の 対象になりません。

※当該設問の記載方法については、健康経営優良法人2025 中小規模法人部門 申請手引書もご確認ください<ViewAttachmentPdf.action.pdf (kenko-keiei.jp)>



3. 申請方法および申請書記入方法



申請書の入手・提出方法

- 申請書の入手から提出までの流れは以下のとおりです。
- ※【過去に<u>申請したことがある</u>法人のみなさま】

ご担当者宛てに申請サイトのURL、ID・パスワードの案内メールをお送りしています。そのままStep3にお進みください。

Step1

ポータルサイトからID発行サイトにアクセス※

健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト「ACTION!健康経営」のリンクから、ID発行サイトにアクセス

ポータルサイト「ACTION!健康経営」ページURL:

新規IDの取得について - ACTION!健康経営 | ポータルサイト(健康経営優良 法人認定制度) (kenko-keiei.jp)

Step2

ID発行サイトで貴法人情報の登録※

ID発行サイトで法人番号、法人名、メールアドレスなどを登録 ID発行サイトURL: https://kenko-keiei.jp/newid/

Step3

申請サイトで申請書ファイルをダウンロード <受付開始:令和6年8月19日(月)>

登録したメールアドレスに申請サイトの<u>URL・ID・パスワード</u>が届くので、申請サイトにアクセスし、申請書のExcelファイルをダウンロード

Step4

申請サイトで申請書ファイルをアップロード

<u> <受付締切:令和6年10月18日(金)17時></u>

必要事項を入力後、再度申請サイトにアクセスし、申請書のExcelファイルをアップロード

※10月23日(水)中(申請受付締切の3営業日後)にご担当者メールアドレス宛てに事務局から受領確認メールをお送りします。



<ID発行サイト>

| Ī | 新規ID発行(登録) |
|---|---|
| | |
| | ■ 大規模法人部門 : 2024年10月10日 (木) まで ■ 中小規模法人部門 : 2024年10月17日 (木) まで |
| | 新規ID発行にあたり、下記にご回答ください |
| | Q:申請は責法人による申請ですか?代理申請ですか? |
| | ○ 貴法人による申請 ③ ○ 代理申請 ④ |
| | |

<申請サイト>





回答データの利用

- 個々の回答データを事前の許諾なしにそのまま公表することはありませんが、健康経営の普及に向けた学術研究のために、大学等研究機関から経済産業省に対し申請があった場合、個社名付きの回答データの当該研究外での使用の禁止や守秘義務等を誓約させた上で、回答データをこれら大学等研究機関に提供することがあります。
- なお、当該データを提供する場合、個人情報を含まない個社名付きのデータを提供しますが、大学等研究機関が発表・公表する研究成果については、個社名や個社名が類推できるような記載は一切行わないことを誓約させます。
- 過去の申請に関する集計結果については、以下の経済産業省サイトで公開しております。是非ご参考にして頂ければと思います。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenko_keiei.html

対象範囲の考え方(従業員等範囲)

対象となる従業員の考え方は以下の通りです。

常時使用する従業員(労働基準法第20条に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」) は必ず対象に含める必要があります。

具体的には・・・

- ①正社員
- ②健康診断の実施義務がある出向正社員(他社へ・他社から共に)
- ③常時使用する非正社員 (契約社員、パート、アルバイト、嘱託、再雇用など名称にかかわらず)
- ④常時使用する、貴法人が派遣元の派遣社員

以上の合計人数が、優良法人認定の中小規模・大規模の判断基準になります。 人数が条件に満たない場合は中小規模法人部門に申請できません。

回答できる期間の範囲

- 特に時点の指示が無い限りは、2023年4月1日から申請回答日までに実施された内容をお答えください。
- 施策の実施結果など、2023年度の内容を伺う設問の場合は、原則2023年4月~2024年3月の 結果をお答えください。
- 12月締めなど、3月以外の月締めで集計されている場合は、その集計結果をご記入の上で、集計期間が異なる旨を申請書最後の備考欄にお書きください。

回答できる施策の範囲

- 原則として全社・全従業員を対象にした制度・施策をご回答ください。
 - 一なお、女性従業員のみを対象とするイベントや、健康診断結果の有所見者のみを対象とするイベント等、実施する上で対象者を抽出する必要があるものについては、条件に該当する従業員全員を対象としていれば可とします。
 - ーまた、事業場・職種によって従業員の健康課題が異なり、その状況に応じて制度・施策を実施している場合に限り、一部の事業場・職種の従業員のみを対象としているものであっても回答できます。

| 施策の例 | 回答可否 |
|--|------|
| 中高年の有所見率の高さや運動習慣が課題のため、全社従業員のうち中高年に対象を絞って、 運動奨励を目的としたイベントを実施 | OK |
| 月内の繁閑の差が大きく、長時間労働が発生しているため、その解決のために(本社の)オフィス ワーカーに限定してフレックスタイム制度を導入 | OK |
| 時間単位年休制度を正社員のみに導入(正社員以外の常時使用する非正社員は除外) | NG |
| メンタルヘルスの相談窓口を本社のみに設置 | NG |



実施された取り組みを説明できる資料の保存(1/2)

● 健康経営優良法人認定制度に申請する場合、以下事項に誓約頂く必要があります。

誓約事項抜粋

- 5.申請内容に虚偽がないこと。また、認定審査期間中および認定期間中に、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会及び認定事務局から追加的な確認が求められた場合には誠実に対応し、虚偽等が判明した場合には不認定や認定取り消しとなる可能性があることを認識すること。さらに、当申請で回答した内容について説明できる資料を"認定基準適合書&申請にあたって保存すべき資料"に記載された資料例を参考に準備し、申請期間最終日から2年間保存すること。また、当該資料の提出を求められた際には1週間以内に提出に応じること。
- 以上を踏まえ、あらかじめ、資料の整備をお願いいたします。また、審査期間中や認定後に調査や資料の提出を求める場合があり、その際はご対応頂く必要があることをご認識ください。
- 調査・資料確認の結果、認定基準を満たさないと判断される場合は、認定されない場合があります。 あらかじめご認識ください。

実施された取り組みを説明できる資料の保存(2/2)

申請にあたって保存すべき資料例については「認定基準適合書&申請にあたって保存すべき資料」 シートを参照ください

健康経営優良法人2025(中小規模法人部門)認定基準適合書&申請にあたって保存すべき資料等

■貴法人の健康経営優良法人2025(中小規模法人部門)認定基準適合状況簡易評価

貴法人の認定基準適合状況

※適合状況は申請書記載の選択肢等から簡易的に判定されるものであり、健康経営優良法人の認定を 保証するものではありません。

保険者への申請内容確認や、貴法人への証憑資料の提出依頼及び内容確認等により最終的に変更になる可能性がありますのでご留意ください。

※「ブライト500・ネクストブライト1000」に該当するかについては認定時に発表します。

■申請にあたって保存すべき資料等

・健康経営優良法人の認定審査に際し、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会及び認定事務局から 追加的な確認を行う場合があります。当申請でご回答いただいた各項目の取り組みを説明できる資料を、 申請期間最終日から2年間保存し、当該資料の提出を求められた場合には1週間以内にご対応いただきますよう お願いします。

追加的な確認では、評価項目に該当する設問においてチェックした全ての選択肢の内容を確認できる資料を 提出いただきます。

なお提出期限日までに提出がない場合には不認定または認定取り消しとなります。

,チェックした設問の選択肢内容を実施 していることを示せる資料の例

| | | | | 認定 | 要件 | |
|------------|--------------------------------|------|---|------|----------------------------|----------------------|
| 大項目 | 評価項目 | 該当設問 | 申請にあたって保存すべき資料例 ※2年間の保管が必要 | 中小規模 | 法人部門 小規模事 業者向け 特例 | 認定基準 適合状況 簡易評価 |
| | | | ・各保険者から送られる「健康宣言事業所」の宣言書の写 | | | |
| 1. 経営理念·方針 | 健康宣言の社内外への発信 | Q6 | ・(自社で健康宣言を実施している場合)自社の健康宣言 が外部に公開されていることを確認できる資料 等 | 必須 | 必須 | |
| | 経営者自身の健診受診 | Q7 | ・2023年度または、2024年4月から申請期日までに経営者 が健康診断を受けたことを示す領収書や請求書 等 | 必須 | 必須 | |
| 2. 組織体制 | 健康づくり担当者の設置 | Q8 | ・社内的に従業員の健康保持・増進に関する取り組みを 推進する担当者を任命したことを確認できる資料 | 必須 | 必須 | |
| | (求めに応じて)40歳以上の従業 員の健診データの提供 | Q9 | ・保険者に対して提出した「事業者健診(定期健康診断) 結果データ提供に関する同意書」の写し 等 | 必須 | 必須 | |

申請書への入力方法

- クリーム色のセルが回答欄です。
- 該当する選択肢を「1つだけ」選択可能な設問には、該当の選択肢番号を、
 該当する選択肢を「いくつでも」選択可能な設問には、クリーム色のセルに「1」を入力してください。

【該当する選択肢を「1つだけ」選択可能な設問について】

当てはまる選択肢の番号を、右のクリーム色の枠内に入力してください。 **回答例**)

★Q1.貴法人が現在加入する保険者の種別およびその団体名についてお答えください。(1つだけ)

- ◆複数の保険者に加入している場合は、自社で主たる保険者を決定の上、その保険者についてお答えください。
- ◆加入保険者への照会に使用するため、加入保険者・番号等に記載不備がある場合は不認定となります。
- 1 全国健康保険協会(協会けんぽ)

- 2 健康保険組合
- 3 国民健康保険組合(土木建築国保等)
- 4 共済組合、その他

【該当する選択肢を「いくつでも」選択可能な設問について】

該当する選択肢番号の左にあるクリーム色の枠に、「1」を入力してください。

回答例)

★Q25.メンタルヘルス不調の予防や不調者への復職支援、就業と治療の両立支援として、

どのような取り組みを行っていますか。(いくつでも)

- ◆ストレスチェックに関する取り組みや研修・情報提供に関する取り組みは除きます。
- ◆メンタルヘルス不調に特化しない私病等への対応は除きます。Q18でお答えください。

1, 5, 6が該当

【エラーメッセージについて】

• 必ずご回答いただきたい設問に回答していない場合や、回答条件に適合していない場合等については、赤字のエラーメッセージが出る場合があります。エラーメッセージが出たままでも申請書の提出は可能ですが、メッセージをご確認の上、ご提出をお願いします。

【「その他」の選択肢について】

- 「その他」の選択肢については、記載されている他の選択肢に該当しない場合に限り選択するようにしてください。
- 「その他」の選択肢の横にあるクリーム色の枠内が自由回答欄です。「その他」に1を入力した場合は必ずその具体的な内容をご記入ください。
- 特に文字数制限は設けていませんが、極端な文字数オーバーは避けてください。
- また、回答欄に入りきらない分をご意見欄等に回答することはご遠慮ください。

※当該設問の記載方法については、健康経営優良法人2025 中小規模法人部門 申請手引書もご確認ください<ViewAttachmentPdf.action.pdf (kenko-keiei.jp)>



申請書の設問への回答

- 申請書の設問は、Q、SQ含め全設問にお答えください。
- 冒頭に「★」を記載した設問は認定要件に係る設問であり、健康経営優良法人への認定にあたっては回答が必須となります。(取り組んでいない項目については、「実施していない」旨の選択肢を選択してください。)

「2-1.健康づくり担当者の設置」 ★Q8. 各事業場に健康づくり担当者を設置していますか。(1つだけ) づくり担当者とは、事業場において従業員の健康保持・増進に関する取り組みを推進する者を指します。 認定要件に係る設問 (健康診断や保健指導、特定保健指導の連絡窓口等の実務等を担う者を含みます。) 特定の資格や研修の修了を求めるものではありません。 ◆従業員の健康保持・増進の取り組みを効率的に推進するためには、産業医や産業保健師等の専門的な知識のある 産業スタッフがチームとして連携して取り組むことが重要です。 ◆産業医の選任義務のない従業員50人未満の事業場においても、事業場内のスタッフの他、市町村や地域の医療機関、 地域産業保健センター等の外部機関も活用し、総合的にチームとして取り組むことが有効です。(例えば、市町村保健師 による生活習慣病予防のための健康教室に参加すること、従業員の家族の健康問題に関して保健所保健師の家庭訪問を 受けること、地域産業保健センターの医師による長時間労働者への面接指導を受けること等が考えられます。) ◆場所的に分散しているものであっても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務処理能力等を勘案して 1つの事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して1つの事業場として取り扱います。 1 全ての事業場に健康づくり担当者を設置している 2 健康づくり担当者を設置していない事業場がある ■★SQ1. 【Q8で「1」とお答えの場合) 認定要件に係る設問のSO ■ 健康づくり担当者はどのようなことを実施していますか。(いくつでも) 1 全社または事業場における健康経営施策立案を行っている 2 全社の健康経営施策立案に基づいた事業場における施策実行支援を行っている 3 全社の健康経営施策立案に基づいた事業場における施策の進捗管理を行っている 4 経営者層に対して、健康経営の取り組みの方針や進捗状況、結果等に関する 報告・相談を行っている 5 産業医や保健師等の産業保健スタッフを通した従業員の健康課題の把握や、 産業保健スタッフに対して健康経営の取り組みの方針や進捗状況、結果等に関する 報告・相談を行っている 6保険者からの情報提供(ヘルスケア通信簿等)を通した従業員の課題把握や、 保険者に対して健康経営の取り組みの方針や進捗状況、結果等に関する 報告・相談を行っている 認定要件には関係しませんが 7 定期健康診断や保健指導の予約、従業員への周知等の実務を行っている 8 特定健診・特定保健指導の実施に関する保険者との連絡窓口になっている 9 特に行っていない ⇒健康経営優良法人不認定 実態把握のため回答を SQ2. 【Q8で「1」とお答えの場合) お願いします 1 産業医 2 保健師 3 看護師 4 産業医でない医師 5 精神保健福祉士 6 公認心理師・臨床心理士 7 理学療法士 8 管理栄養士

※当該設問の記載方法については、健康経営優良法人2025 中小規模法人部門 申請手引書もご確認ください<ViewAttachmentPdf.action.pdf (kenko-keiei.jp)>

11 健康経営エキスパートアドバイザー

16 資格を持っている担当者はいない

9 歯科医師

13 衛生管理者 15 その他



10 歯科衛生士

12 健康経営アドバイザー 14 (安全) 衛生推進者

エラーメッセージ

- 必須の認定要件を満たしていない場合は、赤いエラーメッセージが表示されます。
- 必須要件で認定要件を満たさない選択肢には、「⇒健康経営優良法人不認定」と記載しておりますので、実施状況をご確認の上でご回答ください。
- ★Q9.加入している保険者に対して、40歳以上の従業員の健康診断のデータを提供していますか。 (1つだけ)
 - ◆健康診断のデータとは、労働安全衛生法その他の法令に基づき自社が保存している健康診断に関する記録 (特定健診に含まれる項目の記録)の写しのことを指します。
 - ◆保険者が指定する健診機関で事業主健診も合わせて実施している場合を含みます。
 - ◆生活者の健康意識向上を目的とした健康診断のデータ等のマイナポータル等を通じた利活用促進に向けて、 保険者に提供する健康診断のデータフォーマットの標準化が重要との観点から、提供形式についても伺います。 なお、提供形式が健診機関で異なる場合は、主な提供形式についてお答えください。
 - ◆加入している保険者にデータ提供(同意書)の有無について確認いたします。
 - 1 厚生労働省の推奨(※) するXML形式のフォーマットでデータ提供済み
 - 2 その他保険者が指定する電子記録(CSV形式等)でデータ提供済み
 - 3 1または2以外の形式 (pdf形式や紙媒体等) でデータ提供済み
 - 4 データは未提供だが、提供について保険者へ同意書等を提出している
 - 5 40歳以上の従業員がいない
 - 6 データの提供について保険者に意思表示をしていない ⇒健康経営優良法人不認定



Q9:必須要件に係る設問です。回答しない場合、不認定となります。



認定基準適合書

申請書のExcelファイル内の別シートに認定基準適合書があります。申請書記載後に簡易的に適合状況判定されますので、内容を確認ください。なお、適合書の判定をもって健康経営優良法人認定を保証するものではありません。

健康経営優良法人2025(中小規模法人部門)認定基準適合書&申請にあたって保存すべき資料等

■貴法人の健康経営優良法人2025(中小規模法人部門)認定基準適合状況簡易評価

貴法人の認定基準適合状況

※適合状況は申請書記載の選択肢等から簡易的に判定されるものであり、健康経営優良法人の認定を 保証するものではありません。

保険者への申請内容確認や、貴法人への証憑資料の提出依頼及び内容確認等により最終的に変更になる可能性がありますのでご留意ください。

※「ブライト500·ネクストブライト1000」に該当するかについては認定時に発表します。

■申請にあたって保存すべき資料等

・健康経営優良法人の認定審査に際し、日本健康会議健康経営優良法人認定委員会及び認定事務局から 追加的な確認を行う場合があります。当申請でご回答いただいた各項目の取り組みを説明できる資料を、 申請期間最終日から2年間保存し、当該資料の提出を求められた場合には1週間以内にご対応いただきますよう お願いします。

追加的な確認では、評価項目に該当する設問においてチェックした全ての選択肢の内容を確認できる資料を 提出いただきます。

なお提出期限日までに提出がない場合には不認定または認定取り消しとなります。

| | | | | 認定中小規模 | 認定基準 | |
|------------|--------------------------------|----------|--|--------|--------------------|--------------|
| 大項目 | 評価項目 | 該当 設問 | 申請にあたって保存すべき資料例 ※2年間の保管が必要 | | 小規模事 業者向け 特例 | 適合状況 簡易評価 |
| 1. 経営理念・方針 | 健康宣言の社内外への発信 | Q6 | ・各保険者から送られる「健康宣言事業所」の宣言書の写し ・(自社で健康宣言を実施している場合)自社の健康宣言 が外部に公開されていることを確認できる資料 等 | 必須 | 必須 | |
| | 経営者自身の健診受診 | Q7 | ・2023年度または、2024年4月から申請期日までに経営者 が健康診断を受けたことを示す領収書や請求書 等 | 必須 | 必須 | |
| 2. 組織体制 | 健康づくり担当者の設置 | Q8 | ・社内的に従業員の健康保持・増進に関する取り組みを 推進する担当者を任命したことを確認できる資料 | 必須 | 必須 | |
| 2. 羽耳朝以74节 | (求めに応じて)40歳以上の従業 員の健診データの提供 | Q9 | ・保険者に対して提出した「事業者健診(定期健康診断)結果データ提供に関する同意書」の写し 等 | 必須 | 必須 | |

申請書の記載内容を踏まえた総合適合状況

※簡易的な判断であり、健康経営優良法人認定を保証するものではありません

各認定要件の適合状況が表示されます

※簡易的な判断であり、各項目の適合を保証 するものではありません

※当該設問の記載方法については、健康経営優良法人2025 中小規模法人部門 申請手引書もご確認ください<ViewAttachmentPdf.action.pdf (kenko-keiei.jp)>



今年度のスケジュールは以下のとおりです。

回答・申請期間:2024年8月19日(月)~2024年10月18日(金)17時 **回答締切は一切延長を受け付けません**。

10月18日(金)17時締め切り

余裕をもった回答のアップロードをよろしくお願いいたします。

締め切り後、10月23日(水)中(回答締切の3営業日後)に ご担当者メールアドレス宛にファイルの受領確認メールをお送りします。 メールが10月24日(木)になっても届かない場合はお問い合わせください。







4. 今年度の変更点



昨年度の健康経営優良法人認定制度からの主な変更点

主な変更点は以下のとおりです。

| # | 変更箇所 | 変更内容 |
|---|---|---|
| 1 | ブライト500申請法人フィードバック シートの公開 | ブライト500の認定意義には他法人の模範となることが含まれており、中小規模法人においても、自社の取り組み内容や立ち位置を公開することで、より一層の取り組みの充実や裾野拡大に繋がることが期待されます。 そのため今年度より、ブライト500申請法人に対して、フィードバックシートの公開を求めます。 ただしその際、フィードバックシートを公開する条件を選択できる問いを設けることで各法人の意向を確認します。 |
| 2 | 国民健康保険・共済組合・その他等 に関する健康宣言事業参加要件の 変更 | ・ 健康宣言事業を実施していない一部国保組合・共済組合等の加入法人において、申請法人を取り巻く環境に配慮し、自治体での宣言事業実施の有無にかかわらず自己宣言を認めます。 |
| 3 | 小規模事業者向け特例制度の試験 的導入 | 小規模法人に対する健康経営優良法人の申請問口を拡大し、従業員数の少ない法人に対して、取り組みの実態に合わせた健康経営の推進を促すにあたり、認定要件を低減した特例を設けます。 本特例の対象は、中小企業基本法における小規模事業者及びその他法人格における従業員数5人以下の法人に限定します。 裾野拡大と質の維持・向上の観点から目的に合った活用がなされているかについて検証するため、本特例制度は試験的な導入とし、3年以内に見直すものとします。 |
| 4 | 新たな顕彰枠の設定 | 通常の認定からのステップを明示する目的で、ブライト500と通常認定の間に新たな冠 (ネクストブライト1000)を設け、ブライト500、ネクストブライト1000、通常認定の3層 構造とします。 |

[※]各設問の細かな選択肢等については、毎年微修正等を行っているため、個別にご確認ください。



①ブライト500申請法人フィードバックシートの公開

- 今年度より、ブライト500申請法人に対して、フィードバックシートの公開を求めます。
- その際、フィードバックシートを公開する条件を選択できる問いを設けることで各法人の意向を確認します。
- ブライト500・ネクストブライト1000に認定されるにあたってはQ31にて選択肢 $1 \sim 3$ のいずれかを選択する必要があります。

健康経営優良法人2025(中小規模法人部門)認定申請書 修正案(赤字箇所)

- Q31.申請書の評価結果について、経済産業省のウェブサイト等での公表を予定しています。 貴法人の情報について公開してよろしいでしょうか。(1つだけ)
 - ◆投資家や求職者等ステークホルダーが参照するためのデータベースとして公表します。
 - ◆選択肢1~3のいずれかを選択いただくことが<u>ブライト500・ネクストブライト1000認定の必須条件</u>です。 開示不可の場合、評価結果が500位以内、1500位以内であってもブライト500・ネクストブライト1000には認定されません。
 - 1 開示可
 - 2 ブライト500、ネクストブライト1000または優良法人に認定された場合のみ開示可
 - 3 ブライト500またはネクストブライト1000に認定された場合のみ開示可
 - 4 開示不可(ブライト500・ネクストブライト1000には認定されません)



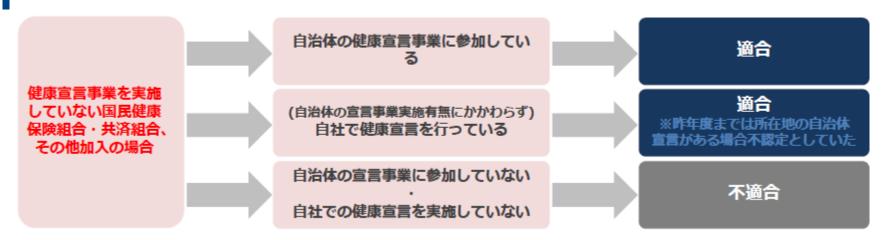
②国民健康保険・共済組合・その他等に関する健康宣言事業参加要件の変更

健康宣言事業を実施していない一部国保組合・共済組合等の加入法人において、申請法人を取り 巻く環境に配慮し、自治体での宣言事業実施の有無にかかわらず自己宣言を認めます。

申請法人の実態

- ✓ 自治体で実施している宣言事業については、自治体からの積極的な広報・周知が行われていないケースも多々あり、申請法人自体で情報を把握することが難しくなっている。
- ✓ 自治体での宣言事業では参加期間が限られている場合があり、健康経営の本質とは関係のない部分で健康経営 に取り組めない法人が生じている。
- ✓ 近年、保険者と自治体が共同で実施している健康宣言事業などが登場し、申請者で実施主体を判別するのが困難となってきており、意図しない不認定が生じてしまう可能性が高まっている。

健康宣言の実施に関する適合分類表(国民健康保険組合・共済組合等加入の場合)



出所:健康·医療新産業協議会 第12回健康投資WG事務局説明資料を引用



③小規模事業者向け特例制度の試験的導入 (1/2)

小規模法人に対する健康経営優良法人の申請間口を拡大し、従業員数の少ない法人に対して、取り組みの実態に合わせた健康経営の推進を促すにあたり、認定要件を低減した特例を設けます。

従業員数の少ない法人向けの特例認定要件案

| | 評価項目 | 2025 | 中小規模法. 2024 | 人 認定要件 2020 |
|------|---|-----------------|----------------|----------------------------|
| 2(4) | 健康経営の具体的な推進計画 | (4項目中) | 必須項目 | |
| 3(1) | 評価項目「①従業員の健康診断の実施」~ 「③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施」 | 2項目以上 | 2項目以上 | 2項目以上 |
| 3(2) | 評価項目「④管理職または従業員に対する 教育機会の設定」~「⑦私病等に関する復 職・両立支援の取り組み」 | (4項目中) 1項目以上 | 1項目以上 | 1項目以上 |
| 3(3) | 評価項目「®保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み」 ~「⑤喫煙率低下に向けた取り組み」 | (8項目中) 3項目以上 | 4項目以上 | 3項目以上 ※当時の評価項目 数は7項目 |

小規模事業者向け特例によって認定された法人については、原則、健康経営優良法人(中小規模法人部門)の認定と同様に扱い、認定ロゴマークについても健康経営優良法人(中小規模法人部門)と同一となります。 ただし、認定法人の公表時には特例要件での認定がわかる形での公表となります。

出所:健康・医療新産業協議会 第12回健康投資WG事務局説明資料を引用



(参考)

③小規模事業者向け特例制度の試験的導入 (2/2)

- 本特例の対象は、中小企業基本法における小規模事業者及びその他法人格における従業員数 5人以下の法人に限定します。
- 裾野拡大と質の維持・向上の観点から目的に合った活用がなされているかについて検証するため、本特例制度は試験的な導入とし、3年以内に見直すものとします。

特例制度の対象法人

| 対象 | 業種・法人 | 従業員数 |
|-------------|--|-------|
| 中小企業基本法における | 製造業その他 | 20人以下 |
| 小規模事業者 | 卸売業・小売業・サービス業 | 5人以下 |
| | | |
| その他 | 士業法人・特定非営利活動法人・ 医療法人、社会福祉法人、健康保険組合等保険者・ 社団法人、財団法人、商工会議所・商工会・ 公法人、特殊法人 | 5人以下 |



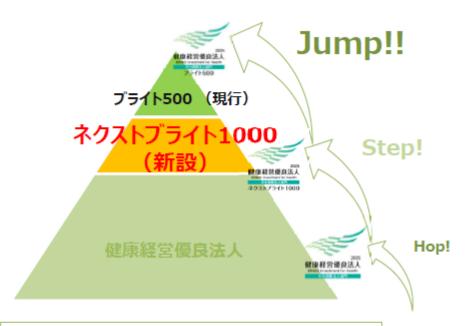


4新たな顕彰枠の設定

通常の認定からのステップを明示する目的で、ブライト500と通常認定の間に新たな冠(ネクストブライト1000)を設け、ブライト500、ネクストブライト1000、通常認定の3層構造とします。

新たな顕彰枠拡大の狙いと方向性

- ✓ 申請法人数の増加に伴い、上位層の差 が縮まっているため、ブライト500以 外も顕彰する
- ✓ 通常認定に留まらずに「次はブライト を目指してほしい」との意図を込めた 名称で、健康経営の質を高めるにあ たっての道筋を明示



ブライト500と通常認定の間に位置する冠を 新たに新設し、ブライト500と同様の認定方 法で上位501位~1500位を選定する

出所:健康・医療新産業協議会 第12回健康投資WG事務局説明資料を引用



5. 申請項目



認定要件

| | | | | | 認定要何 | <u> </u> |
|---------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|--|---|---------------------------|---------------|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 評価項目 | 中小規模法人部門 | | |
| 八굣口 | 1754 | 3.20 | 印间外入口 | | 1 3 77015(12.7) | 、 小規模法人特例 |
| 4 42 | 選理念・方針 | | | | 必須 | 3 WUND/NIN |
| 工。 水至之 | 5年心・刀町 | | 性原旦言の任内がいの先信及の程名有日昇の健診文診 | | | |
| 2. 組織 | 张 体制 | | 健康づり担当者の設置 | | <u>必須</u> | |
| 21 727 | | | (求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供 | | 必須 | |
| | (1)従業員の | 健康課題に基づいた 具体的な目標の設定 | 健康経営の具体的な推進計画 | | 必須 | 健康経営の 具体的な |
| | 健康課題の把握 | | ①従業員の健康診断の実施(受診率実質100%) | ブ | 左記①~ | 推進計画~ |
| | | と必要な対策の 健康課題の把握 検討 健康課題の把握 | ②受診勧奨の取り組み | ブライト50 | ③のうち 2項目以上 | 左記③のうち |
| | ניואוי | | ③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施 | | | 2項目以上 |
| | (2) 健康経営 の実践に向けた 土台づくり | ヘルスリテラシーの向上 | ④管理職または従業員に対する教育機会の設定 | 左 5 | 左記④~ ⑦のうち 1項目 以上 | |
| 3. | | ワークライフバランスの推進 | ⑤適切な働き方実現に向けた取り組み | 1 0 | | 左記④~⑦ |
| 制 度 | | 職場の活性化 | ⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み | く. ⑮ ネ | | のうち 1 項目以上 |
| 皮 | | 仕事と治療の両立支援 | ⑦私病等に関する復職・両立支援の取り組み(⑬以外) | のクラフ | | |
| 施策実行 | | 従業員の 具体的な健康保持・増進施策 | ⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み | ⑤ ネクストブ 13ブ | 左記8~15 | |
| 東実 | | | ⑨食生活の改善に向けた取り組み | 13ノ 項ラ | | |
| 行 | (3)従業員の | | ⑩運動機会の増進に向けた取り組み | 首イ 左記® ¹ 以ト のうち | | 左記⑧~⑮ |
| | 心と身体の健康づ | | ⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み ⑫長時間労働者への対応に関する取り組み | | りつら 4 項目 | のうち |
| | くりに関する具体 的 | | ③メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み | _ 0 | 以上 | 3項目以上 |
| | 対策 | 感染症予防対策 | ④感染症予防に関する取り組み | 0 | | |
| | | | ⑤喫煙率低下に向けた取り組み | は | | |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | <u> </u> | 受動喫煙対策に関する取り組み | 必須 | | |
| 4. 評値 | 西·改善 | | 健康経営の取り組みに対する評価・改善 | 必須 | | |
| 5. 法令 ※誓約事項 | う遵守・リスクマネジメ 項参照 | ント | 定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等 | | 必須 | |



5-1. 基本情報



加入保険者の記載について(Q1)

自法人の主たる保険者を確認した上で、協会けんぽの場合は支部名・記号番号を、健康保険組合の場合は組合名・連合会名・保険者番号を、国民健康保険組合または共済組合、その他の場合は組合名を記入ください。

本設問はすべて必須の項目であるため記載がない場合、不認定となります。

| Q1. 貴法人が現在加入する保険者の種別およびその団体名 ◆複数の保険者に加入している場合は、自社で主たる保険者を決定の上 ◆加入保険者への照会に使用するため、加入保険者・番号等に記載不備 | 、その保険者についてお答えください。 |
|--|-----------------------|
| 1 全国健康保険協会(協会けんぽ) 2 健康保険 3 国民健康保険組合(土木建築国保等) 4 共済組合 | 組合 |
| SQ1a. (Q1で「1.全国健康保険協会(協会けんぽ)」と 支部名と健康保険証の記号(7桁または8桁の番号、 ◆健康宣言を行っている支部名をご記入ください。支部名や記号 できない場合には不認定となります。 | 船員保険は10桁の番号)をご記入ください。 |
| 支部名: プルダウンで選択 支部 記号: | |
| SQ1b. (Q 特に、協会けんぽ支部名が無い場合、保健局 出来ず不認定となりますのでご注 ◆健康保険組合名は略さずに、正式名称を記入ください。 | 意ください。除者番号(保険証に記載)を |
| 組合名: | 連合会名:プルダウンで選択連合会 |
| 保険者番号: (先頭0除く) | |
| SQ1c. (Q1. で「3. 国民健康保険組合」または「4. 共済組組合名をご記入ください。 | 且合、その他」とお答えの場合) |
| 組合名: | |

自法人の主たる保険者を 確認した上で、各保険者種 別に関係する欄を全て記入 ください

※当該設問の記載方法については、健康経営優良法人2025 中小規模法人部門 申請手引書もご確認ください<ViewAttachmentPdf.action.pdf (kenko-keiei.jp)>



従業員数等による申請区分判定(Q2、4)

Q2、Q4は中小規模法人の判定に活用しますので、確実に記入してください。

Q4の最後の段に法人の種別が示されます。この判定結果はQ2、4の回答結果を基に自動判定されます。回答結果が足りない場合、および大規模法人部門と判定された場合、中小規模法人部門に申請することはできません。

| | 契約種別 | | 最新 | 時点 | 人数 | |
|----------|------|---|------|----|----|---|
| | | | 2024 | 年 | 5 | 月 |
| | | ①正社員(出向者を除く) | 10 | 5 | | 人 |
| | 常時 | ②健康診断実施義務がある出向正社員 (他社への出向・他社からの出向のいずれも) | C |) | | 人 |
| <u> </u> | 使用 | ③常時使用する非正社員 (契約社員、アルバイト等) | (|) | | 人 |
| 回答必須 | する | ④貴法人が派遣元の派遣社員 | C |) | | 人 |
| 須 | 従業 | 小計(①~④) (当人数を規模の判断に用います) | 5 | , | | 人 |
| | Ą | 小計(①~④)のうち 女性の人数 | C |) | | 人 |
| | | 小計(①~④)のうち 高齢者(65歳以上)の人数 | (|) | | 人 |

| 中小規模従業員数の条件 (Q2の回答から判定) | 1人以上 | 100 | 人以下 |
|-----------------------------|--------|-----------|------|
| 小規模特例従業員数の条件 (Q2の回答から判定) | 1人以上 | 5 | 人以下 |
| 申請区分判定 (Q2、Q4の回答から判定) | 中小規模法人 | 及び小規模事業者特 | 例に該当 |

SQ1. (Q2(a)で「1.会社法上の会社等」または「2.士業法人」を選択された方で、 Q4において従業員数が中小規模法人の申請条件にあわなかった場合) 資本金または出資総額をご配入ください。

資本金または出資総額 円 単位確認 円

| 中小規模資本金または出資金額の条件 (Q2の回答から判定) | 100, 000, 000 | 円以下 |
|----------------------------------|---------------|-----|
|----------------------------------|---------------|-----|

| | | 契約種別 | | 最新時点人数 | | |
|----------|-----|---|----------|--------|---|---|
| | | 关 初性加 | 2024 | 年 | 5 | 月 |
| | | ①正社員(出向者を除く) | 5 | 0 | | 人 |
| | 常時 | ②健康診断実施義務がある出向正社員 (他社への出向・他社からの出向のいずれも) | (|) | | 人 |
| <u> </u> | 使用 | ③常時使用する非正社員 (契約社員、アルバイト等) | 0 | | 人 | |
| 回答必須 | がする | ④貴法人が派遣元の派遣社員 | (|) | | 人 |
| 須 | 従業 | 小計(①~④) (当人数を規模の判断に用います) | 5 | 0 | | 人 |
| | 員 | 小計(①~④)のうち 女性の人数 | (|) | | 人 |
| | | 小計(①~④)のうち 高齢者(65歳以上)の人数 | C |) | | 人 |

| 申請区分判定 Q4の回答から判定) | 中小規模法人に該当 | | |
|---------------------------------|-----------|-----|-----|
| 具特例従業員数の条件 ○2の回答から判定) | 1人以上 | 5 | 人以下 |
| 規模従業員数の条件)2の回答から判定) | 1人以上 | 100 | 人以下 |

SQ1. (Q2(a)で「1.会社法上の会社等」または「2.士業法人」を選択された方で、 Q4において従業員数が中小規模法人の申請条件にあわなかった場合)

資本金または出資総額をご記入ください。

| | | | 単位確認 |
|------------|--|---|------|
| 資本金または出資総額 | | 円 | |

| 中小規模資本金または出資金額の条件 (Q2の回答から判定) | 100, 000, 000 | 円以下 |
|----------------------------------|---------------|-----|
|----------------------------------|---------------|-----|

あなたは中小規模法人及び小規模事業者特例法人です。次の設問へお進みください。

あなたは中小規模法人です。次の設問へお進みください。

法人種別の表示例

※当該設問の記載方法については、健康経営優良法人2025 中小規模法人部門 申請手引書もご確認ください<ViewAttachmentPdf.action.pdf (kenko-keiei.jp)>



参考: 対象法人区分·業種

- 健康経営優良法人は、「大規模法人部門」と「中小規模法人部門」の2部門で構成されています。
- 中小規模法人部門に申請するにあたっては、以下の従業員数・資本金または出資金額の要件に該当する必要があります。

【当申請Q2の法人格の分類が「1.会社法上の会社等」または「2.士業法人」の場合】

| 業種 | 大規模法人部門 | 中小規模法人部門(いる | げれかに該当すること) |
|--------|---------|-------------|-------------|
| 未性 | 従業員数 | 従業員数 | 資本金または出資金額 |
| 卸売業 | 101人以上 | 1人以上100人以下 | 1億円以下 |
| 小売業 | 51人以上 | 1人以上50人以下 | 5,000万円以下 |
| サービス業 | 101人以上 | 1人以上100人以下 | 5,000万円以下 |
| 製造業その他 | 301人以上 | 1人以上300人以下 | 3億円以下 |

[※]従業員数が大規模法人部門に該当し、かつ、資本金または出資金額が中小規模法人部門に該当する場合は、

大規模法人部門・中小規模法人部門のいずれかに申請することが可能です。

(両部門に申請することはできません。)

【当申請Q2の法人格の分類が「1.会社法上の会社等」「2.士業法人」以外の場合】

| 法人格の分類 | 大規模法人部門 | 中小規模法人部門 |
|--|---------|------------|
| 法人格の方類 | 従業員数 | 従業員数 |
| 3. 特定非営利活動法人 | 101人以上 | 1人以上100人以下 |
| 4. 医療法人、社会福祉法人、健保組合等保険者 | 101人以上 | 1人以上100人以下 |
| 5. 社団法人、財団法人、商工会議所・商工会 | 101人以上 | 1人以上100人以下 |
| 6. 公法人、特殊法人(地方公共団体、独立行政法人、公共組合、公団、公社、事業団等) | 301人以上 | 1人以上300人以下 |

| は 1 枚 の 八 粘 | 業種 | 大規模法人部門 | 中小規模法人部門 |
|--|--------|---------|------------|
| 法人格の分類 | | 従業員数 | 従業員数 |
| 7. その他、国内法(保険業法、 中小企業等協同組合法、信用金 庫法、私立学校法、宗教法人法 等)に基づく法人 | 卸売業 | 101人以上 | 1人以上100人以下 |
| | 小売業 | 51人以上 | 1人以上50人以下 |
| | サービス業 | 101人以上 | 1人以上100人以下 |
| | 製造業その他 | 301人以上 | 1人以上300人以下 |

^{※「1.}会社法上の会社等」「2.士業法人」以外の法人については、従業員数のみで区分されます。



[※]業種・従業員数は、当申請Q2およびQ4の回答内容で確認します。

5-2. 経営理念·方針



【健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診】(申請書:Q6、7)(1/3)

Q6にて健康宣言の実施状況並びに社内外への発信状況を選択してください。 Q7にて経営者自身の健康診断受診状況を選択ください。

いずれか未回答または実施していない場合は、健康経営優良法人不認定となります。【必須要件】

○設置趣旨

本項目は、従業員の健康保持・増進に向けた取り組みに経営層がコミットし、自身の健康管理に努める機運を浸透させるため、組織として対策に取り組む旨を明文化・意思表示しているかを問うものである。

また、経営者本人が率先して従業員の行動規範になるべきことから、経営者自身の健康管理の状況を問うものである。

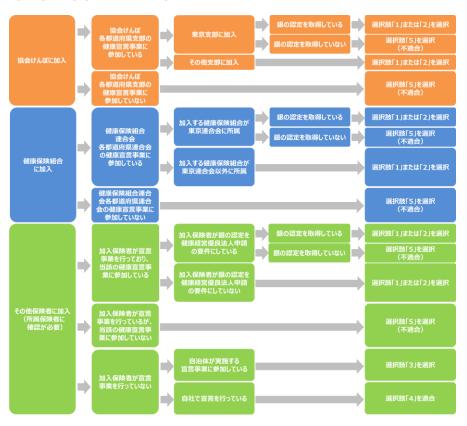
○適合基準

本項目は、以下①および②のいずれも満たすことをもって適合とする。

- ① 経営者が、全国健康保険協会や健康保険組合等保険者のサポートを受けて、組織として従業員の健康管理に取り組むことを明文化(保険者が実施する健康宣言事業への参加等)、または一部国民健康保険組合・共済等による健康宣言事業が実施されていない場合に限り、自治体独自の健康宣言事業への参加、または自社独自の宣言にて明文化し、その文書等を従業員および社外の関係者(ステークホルダー)に対し表示(発信)していること。
- ② 経営者自身が、年に1回定期的に健康診断を受診していること。

【健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診】(申請書:Q6、7)(2/3)

◆健康宣言実施の設問



- 1 申請日時点で加入している保険者が実施する健康宣言事業に参加している
- 2 2023年4月1日以降に加入保険者の変更があり、以前の加入保険者が実施する 健康宣言事業に参加している
- 3 (保険者が健康宣言事業を実施していない場合) 自治体独自の健康宣言事業に 参加している
- 4 (保険者が健康宣言事業を実施していない場合) 自社で独自に 健康宣言を実施している
- 5 健康宣言を実施していない ⇒健康経営優良法人不認定

【ポイント】

- 自治体と保険者が共同で健康宣言事業を運営している場合、自治体独自の健康宣言事業ではなく保険者で実施する健康宣言事業に参加している扱いになります。そのため、選択肢1「申請日時点で加入している保険者が実施する健康宣言事業に参加している」を選択ください。
- ・健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合が所在する健康保険組合連合会各都道府県連合会が運営する健康宣言事業への参加が必須になります。加入している健康保険組合を通して、健康保険組合連合会各都道府県連合会が実施する健康宣言事業への参加方法をご確認ください。
 - なお、自社独自宣言しか行っていない場合は不認定となります。
- 加入している国民健康保険組合(または共済組合)が健康宣言 事業を実施していない場合に限り、自治体が実施する健康宣言事 業に参加する、または、自社独自の健康宣言の実施をもって代替す ることを可能とします。

Q6の回答選択肢に応じてSQ6までの設問に回答ください。 必須要件のため回答がない場合、不認定となります。



【健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診】(申請書:Q6、7)(3/3)

健康宣言の社内外への発信についてはQ6 SQ5、6の選択肢で回答ください。 経営者自身の健康診断受診はQ7で回答ください。

| ★SQ5. (Q6で「1」~「4」のいずれかとお答えの場合) | ★Q7. 貴法人の経営者は、2023年4月1日以降に健康診断(人間ドック等を含む)を受診していますか。 (1つだけ) ◆経営者とは、貴法人の経営を代表する者であり、複数名いる場合はその全員を指します。 1 受診した 2 受診していない(未受診項目がある場合を含む) ★SQ1. (Q7で「2」とお答えの場合) 要診していない理由をお答えください。 (1つだけ) ◆新型コナウイルス感染症の流行は、「真にやむを得ない理由」には該当しません。 1 療養中といった真にやむを得ない理由があるため 2 「1」以外の理由で受診しなかった・特に理由はない ⇒健康経営優良法人不認定 |
|--|---|
| ★SQ6. (Q6で「1」~「4」のいずれかとお答えの場合) | |
| 健康宣言をどのように社外に発信していますか。(いくつでも) 1 事務所入口等、来訪者がいつでも閲覧できる場所に掲示している | <u> </u> |
| 2 社外向けに自社のHP等で公開している | |
| 3 社外向けに自社のFacebook等のSNSを通して発信している | |
| 4 加入保険者のHPで公開している | |

【ポイント】

5 社外向けに各種メディアに掲載している

6 社外向けの求人広告、パンフレット等に掲載している

特に社外向けに周知・発信していない ⇒健康経営優良法人不認定

- ①保険者が実施する健康宣言事業に参加し、<u>社内および社外</u> へ発信すること。
- 記載内容に不備があり、保険者への健康宣言の照会ができない場合には不認定となります。

【ポイント】

• ②経営者自身が<u>健康診断を受診</u>していること。(※未受診の場合(未受診の項目がある場合も含む)については、療養中といった「真にやむを得ない理由」がある場合には、適合としますが、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、「真にやむを得ない理由」には該当しません。)



5-3. 組織体制



【健康づくり担当者の設置】(申請書:Q8)

Q8にて各事業場の健康づくり担当者設置状況を選択ください。未回答含めて健康づくり担当者を設置していない事業場がある場合、健康経営優良法人不認定となります。【必須要件】

○設置趣旨

本項目は、従業員の健康保持・増進の取り組みを組織全体に展開するために、必要な組織体制を構築しているかを問うものである。

「健康づくり担当者」とは

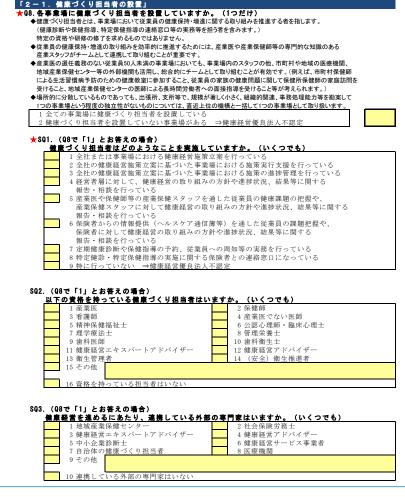
事業場において従業員の健康保持・増進に関する取り組みを推進する担当者を指す。 具体的には、健康経営施策の立案・実行支援や、経営者、産業医、保険者および健康経営アドバイザー等との適切な報告、連絡および相談等を行う。なお、健康診断や保健指導の実施に関する手続き、特定保健指導の連絡窓口等の実務等を担う担当者も含まれる。

○適合基準

本項目は、全ての事業場において従業員の健康保持・増進に関する取り組みを推進する担当者を定めていることをもって適合とする。

【ポイント】

- 全ての事業場に「健康づくり担当者」が決められていること。
- また、SQ3にて外部専門家との連携状況についても問うています。





【 (求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供】(申請書: Q9)

Q9にて加入している保険者に対する40歳以上の従業員の健康診断のデータ提供状況を選択ください。 未回答含めて、提供していない場合、健康経営優良法人不認定となります。 【必須要件】

○設置趣旨

本項目は、健康経営に取り組む法人と保険者のデータ連携を通じた効果的・効率的な保健事業を推進する観点から問うものである。

○適合基準

本項目は、以下①または②のいずれかを満たすことをもって適合とする。

- ① 保険者に対し、40歳以上の従業員の健康診断のデータを提供していること。
- ② 保険者からの求めに応じ、40歳以上の従業員の健康診断のデータを提供する意志表示を保険者に対して行っていること。なお、40歳以上の従業員がいない場合も適合とする。

★Q9.加入している保険者に対して、40歳以上の従業員の健康診断のデータを提供していますか。 (1つだけ)

- ◆健康診断のデータとは、労働安全衛生法その他の法令に基づき自社が保存している健康診断に関する記録 (特定健診に含まれる項目の記録)の写しのことを指します。
- ◆保険者が指定する健診機関で事業主健診も合わせて実施している場合を含みます。
- ◆生活者の健康意識向上を目的とした健康診断のデータ等のマイナポータル等を通じた利活用促進に向けて、 保険者に提供する健康診断のデータフォーマットの標準化が重要との観点から、提供形式についても伺います。 なお、提供形式が健診機関で異なる場合は、主な提供形式についてお答えください。
- ◆加入している保険者にデータ提供(同意書)の有無について確認いたします。
 - 1 厚生労働省の推奨(※) するXML形式のフォーマットでデータ提供済み
 - 2 その他保険者が指定する電子記録 (CSV形式等) でデータ提供済み
 - 31または2以外の形式 (pdf形式や紙媒体等) でデータ提供済み
 - 4 データは未提供だが、提供について保険者へ同意書等を提出している
 - 5 40歳以上の従業員がいない
 - 6 データの提供について保険者に意思表示をしていない ⇒健康経営優良法人不認定

※健発0331第7号、保発0331第2号令和2年3月31日厚生労働省健康局長、厚生労働省保険局長通知

【ポイント】

生活者の健康意識向上を目的とした健康 診断のデータ等のマイナポータル等を通じた利 活用促進に向けて、保険者に提供する健康 診断のデータフォーマットの標準化が重要との 観点から、提供形式についても伺います。





5-4. 制度·施策実行



【健康経営の具体的な推進計画】(申請書:Q10)(1/2)

Q10にて自社従業員の健康課題を踏まえた健康経営の具体的な推進計画の設定状況を選択し、 その内容を記載ください。未回答含めて、設定していない場合、小規模事業者向け特例に該当する場合を除 き健康経営優良法人不認定となります。 【必須要件 ※小規模事業者向け特例では選択要件】

○設置趣旨

本項目は、組織の健康課題や労働環境の改善に向けた具体的な計画・数値目標を設定し、その達成・進捗状況の把握、評価等の実施(PDCAサイクルの構築)を問うものである。

○適合基準

本項目は、従業員の健康課題を踏まえ、従業員の健康保持・増進、過重労働防止等に関する計画を策定し、具体的な数値目標、実施(責任)主体および達成期限を定めていることをもって適合とする。なお、本項目では「目標・計画の"設定"」を評価するため、目標の達成状況は問わない。

また、健康宣言において何らかの数値目標を定めている場合や、 既に定めている安全衛生計画等に従業員の健康保持・増進、過重 労働防止等に関する目標・計画の記載がある場合も、適合とする。

·0<u>10. 自社従業員の健康課題を踏まえ、健康経営の具体的な推進計画等を定めていますか。(</u>1つだ<u>け)</u>

- 1 具体的な推進計画を策定し、数値目標、実施主体、達成期限を定めて推進している
- 2 特に定めていない(定めていない項目がある) ⇒健康経営優良法人不認定(小規模事業者特例の場合は評価項目不適合)
- ★SQ1. (Q10で「1」とお答えの場合)

- 1 健康診断結果を集団ごとに集計・分析をして把握している 2 ストレスチェック結果を集団ごとに集計・分析をして把握している
- 3 勤怠管理システム等から勤怠データ、有給取得状況等を集計・分析をして把握している
- 4 産業医、保健師、地域産業保健センターの担当者等の産業スタッフとの対話を通して 把握している
- 5 保険者との対話を通して把握している(協会けんぽが実施するヘルスケア通信簿等を含む)
- 6 健康経営アドバイザーや外部コンサルとの対話を通して把握している
- 7 独自に健康課題に関する従業員アンケートを実施して把握している
- 8 従業員との個別面談やミーティングを通して健康課題を把握している
- 9 従業員本人に健康課題や目標を記載してもらっている

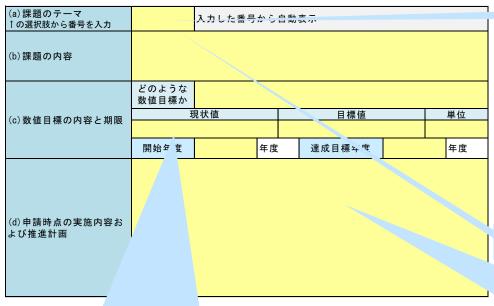
【ポイント】

- 本項目では「目標・計画の設定」を評価するため、目標の達成状況は問わない。
- 既に終了または中断等により申請時点で実行されていない計画であるものは不適合とする。
- 以下4点を満たすことをもって適合とする。
 - 1. 自社の従業員の健康課題を把握している
 - 2. その課題に対して具体的な実施内容、計画や数値目標を設定している
 - 3. 計画を実行するにあたり実施主体・責任担当者を定めている
 - 4. 目標の期限や達成スケジュールを定めている



【健康経営の具体的な推進計画】(申請書:Q10) (2/2)

具体的な推進計画を策定し、数値目標、実施主体、達成期限を定めて推進している場合、その内容を具体的にご記入ください



a)以下から課題のテーマを選択する

(a)課題のテーマ 選択肢一覧

- 1健康状態にかかわらず全従業員に対する疾病の発生予防
- 2 生活習慣病等の疾病の高リスク者に対する重症化予防
- 3 メンタルヘルス不調等のストレス関連疾患※の発生予防・早期発見・対応(職場環境の改善等)
- 4 従業員の生産性低下防止・事故発生予防(肩こり、腰痛等筋骨格系の症状や、睡眠不足の改善、転倒予防等)
- 5 女性特有の健康関連課題への対応、女性の健康保持・増進
- 6 休職後の職場復帰、就業と治療の両立
- 7 労働時間の適正化、ワークライフバランス・生活時間の確保
- 8 育児と就業の両立、介護と就業の両立
- 9 従業員間のコミュニケーションの促進
- 10 従業員の感染症予防(インフルエンザ等)
- 11 従業員の喫煙率低下
 - ※ストレス関連疾患:心理的・社会的ストレスから生じる病気や、ストレスによって経過が悪くなると考えられる病気 (胃・十二指腸潰瘍、本態性高血圧症、過換気症候群、片頭痛、心臓神経症、神経症、自律神経失調症その他多くの疾患)

b)課題の内容について、具体的に記入する

c)目標について以下の内容を記入する

- ・どのような目標か(<u>現状値・目標値が何を表しているのか</u>わかるように記入)
- ·現状值/目標值/単位
- •開始年度
- •達成年度

d)目標を達成するための現時点での実施内容および推進計画を 記入する

※当該設問の記載方法については、健康経営優良法人2025 中小規模法人部門 申請手引書もご確認ください<ViewAttachmentPdf.action.pdf (kenko-keiei.jp)>



具体的な健康経営の推進計画記載にあたっての注意事項

本項目では、健康経営の推進にあたって各法人が自法人の課題に応じた主体的な取り組みを行うことを求めています。他法人と著しく類似した記載が確認された場合や代理申請が発覚した場合は認定されません。

(a)課題のテーマ 選択肢一覧

- 1 健康状態にかかわらず全従業員に対する疾病の発生予防
- 2 生活習慣病等の疾病の高リスク者に対する重症化予防
- 3メンタルヘルス不調等のストレス関連疾患※の発生予防・早期発見・対応(職場環境の改善等)
- 4 従業員の生産性低下防止・事故発生予防(肩こり、腰痛等筋骨格系の症状や、睡眠不足の改善、転倒予防等)
- 5 女性特有の健康関連課題への対応、女性の健康保持・増進
- 6 休職後の職場復帰、就業と治療の両立
- 7 労働時間の適正化、ワークライフバランス・生活時間の確保
- 8 育児と就業の両立、介護と就業の両立
- 9 従業員間のコミュニケーションの促進
- 10 従業員の感染症予防 (インフルエンザ等)
- 11 従業員の喫煙率低下
 - ※ストレス関連疾患:心理的・社会的ストレスから生じる病気や、ストレスによって経過が悪くなると考えられる病気 (胃・十二指腸潰瘍、本態性高血圧症、過換気症候群、片頭痛、心臓神経症、神経症、自律神経失調症その他多くの疾患)

| (a) 課題のテーマ ↑の選択肢から番号を入力 | | 入力した番号から自動表示 | | | | |
|----------------------------|----------------|--------------|----|--------|--|----|
| (b) 課題の内容 | | | | | | |
| | どのような 数値目標か | | | | | |
| (c)数値目標の内容と期限 | Į | 見状値 | | 目標値 | | 単位 |
| | 開始年度 | | 年度 | 達成目標年度 | | 年度 |
| (d) 申請時点の実施内容お よび推進計画 | | | | | | |

申請時点の実施内容および推進計画

他法人と著しく類似した記載が確認された場合や代理申請が発覚した場合は認定されません

昨年度確認された記載例(一部)

- □ 健康に関するオンラインセミナーや研修動画、管理栄養士からのアドバイス、また保健師へのメール相談などの外部サービスを導入している。利用率を向上させるために社内掲示や声かけを強化し利用促進を行う。(類似425件)
- □ ストレスチェックの実施をするために外部サービスを導入する。 (類似203件)
- □ ストレスケアに関するオンラインセミナーや研修動画、またカウンセラーへのオンライン相談などの外部サービスを導入している。利用率を向上させるために社内掲示や声かけを強化し利用促進を行うとともに、不調が疑われる従業員には個別で声かけを行う。 (類似183件)



【従業員の健康診断の実施(受診率実質100%) 】(申請書:Q11)

Q11にて労働安全衛生法に基づく定期健康診断の受診状況を記載ください。受診率と受診勧奨の取り組みが基準を満たさない場合、要件不適合となります。【選択要件】

○設置趣旨

本項目は、組織または部署・部門ごとの従業員の健康課題を把握し、必要な対策を講じるための前提として、従業員の定期健康診断の受診が徹底できているかを問うものである。

○適合基準

本項目は、以下①または②のいずれかを満たすことをもって適合とする。

- ① 労働安全衛生法に基づく定期健康診断の受診率が100%であること。
- ② 労働安全衛生法に基づく定期健康診断における直近の受診率が95%以上(ただし、対象者が20人未満の場合は、未受診者1人以下)であり、未受診者に対して、早期に受診するように適切な受診勧奨を行っていること。

【ポイント】

- 2023年度と2024年度 (申請日まで)のどちらの定期健診受 診率でも申請可能。
- 自社が用意する健康診断の受診だけでなく、社外の健診(人間ドック等も含む)を受診した場合も、項目等が安衛法上の基準を満たしており、その結果が会社に提出されていれば、受診者とみなす。

- ★Q11.労働安全衛生法に基づく定期健康診断の受診状況について、以下の内容をお答えください。
- ・2023年度と2024年度(申請日まで)のどちらの結果でも申請できます。

ただし、年度をまたいだ集計結果での申請はできません。

- ・対象人数はQ4の常時使用する従業員合計からの自動計算になっています。
- ・以下を対象人数から除外するため、「(v)対象除外人数」にその人数をご記入ください。

海外赴任、育児休業・傷病等による休業等により、期間を通してやむを得ず受診できなかった者 常時使用の従業員だが週の所定労働時間が正社員の3/4末満等、健康診断の受診義務がない者 2023年度の結果で回答する場合、2024年度中に入社した者

- <u>新型コロナウイルス感染症の流行を理由とした健康診断の非受診者は対象人数から除外できませんのでご注意ください。</u>
- ただし、2023年度の健康診断の実施について、健診機関の都合(予約が取れない等)により、
- やむを得ず2024年度にずれこんでしまった場合に限り、2023年度に実施したものとして取り扱って構いません。
- ・受診率の集計時点から期末時点までに自社を退職された従業員がいる場合は、「(w)健診受診期間後退職人数」にその人数をご記入ください。
- ・年度中に入社した方は対象に含め、雇入時健診を受診している場合は「(y)健診受診者数」に含めてください。
- ・自社が用意する健康診断の受診だけでなく、社外の健診(人間ドック等も含む)を受診した場合も、
- 項目等が安衛法上の基準を満たしており、その結果が会社に提出されていれば、受診者とみなします。 用語説明【定期健康診断について】

| THROUGH THE ACTION OF THE STATE | | |
|--|----|---|
| (u)直近の従業員数 | , | |
| (v)対象除外人数 | 人, | |
| (w)健診受診期間後退職人数 | Д | |
| (x)対象人数 (u)-(v)+(w)の自動計算 | Д | |
| (y)健診受診者数 | , | |
| (z)受診率 (y)/(x)*100の自動計算 | % | - |

※海外赴任、育児休業・傷病等による休業等により、期間を通してやむを得ず受診できなかった者は対象から除外

- ①受診率100%
- ②受診率95%以上※

★SQ1. (Q11で「(z)受診率」が95%以上100%未満、または、「(x)対象人数」が20人未満の法人で 未受診者が1人とお答えの場合)

- 未受診者に対して早期に受診するように、どのような受診勧奨を行っていますか。(いくつでも)
- 1 未受診者に対して個別にメールや文章等での通知
- 2 未受診者に対して個別に声かけ・面談 3 未受診者に対して個別に再度日程を設定
- 4 特に行っていない ⇒評価項目不適合
- ↑※受診率が100%未満95%以上(ただし、対象者が20人未満の 場合は、未受診者1人以下)の場合にはSO1にも回答

※当該設問の記載方法については、健康経営優良法人2025 中小規模法人部門 申請手引書もご確認ください<ViewAttachmentPdf.action.pdf (kenko-keiei.jp)>



【受診勧奨の取り組み】 (申請書:Q12)

Q12にて従業員への受診勧奨の取り組みを選択してください。未回答含めて①または②いずれも実施していない場合、要件不適合となります。【選択要件】

○設置趣旨

本項目は、経営者および担当者が、自社の従業員の労働環境や健康課題を把握した上で、各従業員(およびその家族)が自身の健康状態を把握・改善するために、事業主(経営者)の法的義務である「定期健康診断の実施」に加えて、再検査・精密検査等の受診勧奨、がん検診等の任意検診を受診しやすい環境を整備しているかを問うものである。

○適合基準

本項目は、以下①または②のいずれかを満たすことをもって適合とする。

- ①定期健康診断等の結果、再検査や精密検査が必要とされた従業員に対する受診を促すための取り組みまたは制度があること。
- ②従業員に対するがん検診等の任意検診の受診を促す取り組みまたは制度があること。

【ポイント】

- 「定期健康診断」の受診勧奨、「保健指導」、「特定 保健指導」の受診勧奨、「婦人科健診・検診」、「妊 婦健診」等の女性の健康に特化している受診勧奨は 本項目では評価対象外。
- 社員会等の従業員有志による費用補助は会社として の取り組みとは言えないため不適合。
- 保険者の取り組みについては、法人自らが関与し、従業員に周知している場合に限り適合。

本項目は、以下①または②のいずれかを満たすことをもって ★Q12.従業員への受診勧奨について、どのような取り組みを行っていますか。(それぞれいくつでも)

- ◆定期健康診断、保健指導、特定健診・特定保健指導の受診勧奨については該当しません。
- ◆女性の健康に特化している受診勧奨については該当しません。

①定期健康診断等の結果、再検査や精密検査が必要とされた従業員に対する受診を促すための

- 1 対象者に対してメールや文書等により通知している
- 2 対象者に対して個別に声かけ・面談を行っている
- 3 対象者に対して個別に再検査や精密検査の日程を設定している
- 4 イントラネット、掲示板、朝礼、会議等で受診勧奨を行っている
- 5 受診時の就業時間認定や有給の特別休暇付与を行っている
- 6費用補助を行っている
- 7 受診者に対するインセンティブ (費用補助以外)を付与している
- 8 受診が必要な従業員に対して受診報告を義務付けて、受診状況を把握している
- 9 特に行っていない ⇒Q12②も非実施の場合、評価項目不適合

2従業員に対するがん検診等の任意検診の受診を促す取り組みまたは制度

- 1 メールや文書等により受診勧奨を行っている
- 2 イントラネット、掲示板、朝礼、会議等で受診勧奨を行っている
- 3 受診時の就業時間認定や有給の特別休暇付与を行っている
- 4費用補助を行っている
- 5 受診者に対するインセンティブ (費用補助以外) を付与している
- 6 定期健康診断にオプションとして付加できる医療機関と契約している
- 7 特に行っていない ⇒012①も非実施の場合、評価項目不適合



2

【50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施】(申請書:Q13)

Q13にて50人未満を含む全ての事業場においてのストレスチェック実施状況を選択してください。 外部事業者にて実施している場合にはSQ1にて事業者名も記載ください。未回答含めて特に実施して いない場合、要件不適合となります。【選択要件】

○設置趣旨

本項目は、従業員の職業性ストレスを客観的に把握し、組織また は部署・部門別のストレス傾向等の状況把握を行い、適切な対応を とっているかどうかを問うものである。

○適合基準

本項目は、従業員数50人未満の全ての事業場および従業員数 50人以上の全ての事業場(法令遵守)において、労働安全衛 生法に定められたストレスチェック制度に準じて、ストレスチェックを実 施していることをもって適合とする。

【ポイント】

- 必ず法令に準じた手順で実施すること。(いわゆる「セルフチェック」は含ま ない)
- ストレスチェックの実施者は医師、保健師または厚生労働大臣が定める研 修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉十若しくは公認心理師 である必要がある。
- 労働安全衛牛法においては、同居の親族のみを使用する事業で働く者 及び家事使用人、及び船員法の適用を受ける船員、非現業の一般職に 属する国家公務員等には適用されないが、本認定においては、労働安全 衛生法適用の全事業場従業員に留まらず、労働安全衛生法適用外の 従業員に対してもストレスチェックの実施を求める。

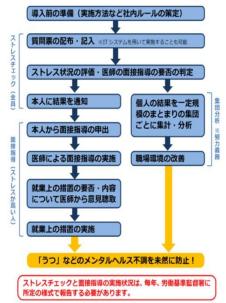
★Q13.労働安全衛生法に定められたストレスチェック制度に従ってストレスチェックを実施していますか。

◆労働安全衛生法に定められたストレスチェック制度に従って行われていないものは認められません。 ストレスチェック制度の実施手順の概要を記載しておりますので、各種ガイドライン等をご確認の上、お答えください。

<参考:厚生労働省 ストレスチェック制度導入マニュアル>

URL: 150709-1.pdf (mhlw.go.jp)

ストレスチェック制度の実施手順



- 場を含む全ての事業場で、適切な者(医師、保健師または厚生労働大臣 が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士もしくは公認心理師) がストレスチェック実施者として実施している
- 2 上記以外の方法で実施している、または全ての事業場では実施していない ⇒評価項目不適合

※当該設問の記載方法については、健康経営優良法人2025 中小規模法人部門 申請手引書もご確認ください<ViewAttachmentPdf.action.pdf (kenko-keiei.jp)>



【管理職または従業員に対する教育機会の設定】(申請書:Q14、15)

Q14にて管理職や従業員の健康意識の向上を図るための健康保持・増進に関する教育の取り組みを選択してください。Q15にて全従業員に対する健康をテーマとした情報提供・周知の取り組みを選択してください。どちらも未回答または特に実施していない場合、要件不適合となります。【選択要件】

○設置趣旨

本項目は、管理職や従業員に対し、健康管理の必要性を認識させるため、健康保持・増進に係る知識(ヘルスリテラシー)の向上に向けた機会を設定しているかを問うものである。

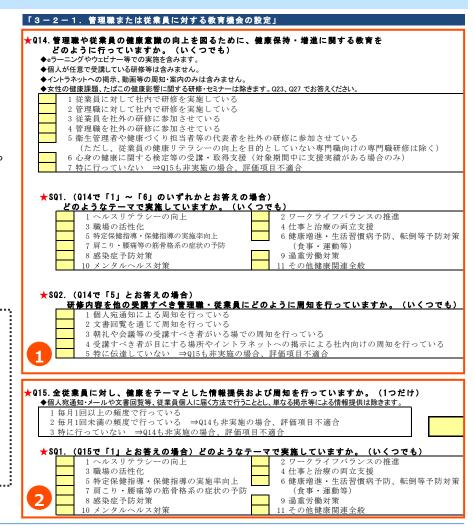
○適合基準

本項目は、以下①または②のいずれかを満たすことをもって適合とする。

- ①1年度に少なくとも1回、管理職や従業員に対し、健康をテーマとした 従業員研修を実施している、または、外部機関主催の研修等に参加させていること。
- ②少なくとも1か月に1回の頻度で、全従業員に対し、健康をテーマとした情報提供を行っていること。

【ポイント】

- 研修は管理職向け研修、従業員向け研修のいずれの形式でもよいが、個人が任意で受講している研修、衛生管理者や健康づくり担当者等を対象とした専門職研修は含まない。
- 情報提供は全従業員に対して実施すること。個人宛通知・メールや文書回覧等、従業員個人に届く方法で行うこととし、単なる掲示等による情報提供は除く。





【適切な働き方実現に向けた取り組み】(申請書:Q16)

Q16にて仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりのための取り組みを選択してください。未回答含めて特に実施していない場合、要件不適合となります。【選択要件】

○設置趣旨

本項目は、従業員のモチベーション向上や組織の活性化のため、従業員のワークライフバランスを維持・改善させる取り組みを行っているかを問うものである。

○適合基準

本項目は、組織として時間外勤務の縮減や有給休暇取得の促進等、仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりとして、a.労働時間の適正化、b.休暇の取得促進、c.柔軟な働き方の実現のいずれかの取り組みを継続的に行っていることをもって適合とする。

【ポイント】

超過勤務時間の把握のみであり、改善に向けた取り 組みが見られない場合は不適合。

★Q16. 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりのためにどのような取り組みを行っていますか。 (いくつでも)

- ◆超過勤務時間の把握のみでは適合要件を満たしません。
- ◆ <c.柔軟な働き方の実現>には育児・介護を事由とした勤務に関する制度の設置・利用を含みます。
- ◆なお、仕事と育児または介護との両立支援についてはQ46でも聞いていますが、来年度は認定要件に追加することを想定しています。

<a.労働時間の適正化>

- 1 残業の事前申告制度を設けている
- 2 PCのログイン記録等、入退社時刻を正確に記録するシステムを導入し、従業員が申告した 勤務時間との間に差がある場合には指摘・是正を行っている

(タイムカードの導入のみの場合は除く)

- 3 時間外労働時間の削減または適正な水準の維持を管理職の評価項目に設定している
- 4 時間外労働時間の削減または適正な水準の維持を一般従業員の評価項目に設定している
- 5 業務繁閑に対応して休業日の設定や所定労働時間の変更を行っている
- (お盆・年末年始休暇、慶弔休暇は除く)
- 6 勤務間インターバル制度を設けている

<b.休暇の取得促進>

- 7 時間単位での年次有給休暇(半休は除く)の取得を可能にしている
- 8 任意のタイミングで取得できる有給の特別休暇制度(お盆・年末年始休暇、慶弔休暇は除く) を設けている

(例:ボランティア休暇、介護休暇、看護休暇、骨髄等移植のドナー休暇等)

- 9年次有給休暇の法定(年5日)を超えた取得を管理職の評価項目に設定している
- 10 年次有給休暇の法定(年5日)を超えた取得を一般従業員の評価項目に設定している

<c.柔軟な働き方の実現>

※以下の選択肢では育児・介護を事由とした勤務に関する制度の設置・利用を含みます。

- 11 フレックスタイム制度または時差出勤制度を設けている
- 12 在宅勤務やサテライトオフィス等のテレワークを導入している
- 13 定時消灯目・定時退勤目 (ノー残業デー等) 等を設定している
- 14 本人の希望で迪常勤務と転換できる、短時間勤務止社員制度を設けている
- 15 本人の希望で通常勤務と転換できる、勤務日数短縮(週休3日等)正社員制度を設けている
- 16 本人の希望で通常勤務と転換できる、勤務地限定正社員制度を設けている
- 17 本人や家族のライフイベントを考慮して、転勤を免除・調整する制度を設けている
- 18 いずれも特に行っていない ⇒評価項目不適合



【コミュニケーションの促進に向けた取り組み】(申請書:Q17)

Q17にてコミュニケーション促進に向けた取り組みを選択してください。未回答含めて特に実施していない場合、要件不適合となります。【選択要件】

○設置趣旨

本項目は、役職や部署を越えた従業員同士の連携の強化やメンタルヘルス不調の防止等のため、<u>組織内のコミュニケーションを促進</u>する取り組みを行っているかを問うものである。

○適合基準

本項目は、従業員同士のコミュニケーション向上を目的としたイベント等の取り組み、または、外部機関主催のイベント等への参加の働きかけを、1年度に少なくとも1回以上定期的に、全従業員向けに実施していることをもって適合とする。

【ポイント】

- 一部の従業員により開催されたものは不適 合とし、<u>事業者が主体となっての取り組み</u>で あることをもって適合とする。
- 接待や営業目的によるイベント開催等、<u>従</u> 業員のコミュニケーション向上を目的としない イベントは不適合とする。

★Q17. コミュニケーション促進に向けて、どのような取り組み(研修・情報提供・宴会等を除く)を 行っていますか。(いくつでも) ◆一部の従業員に参加を募ったものは該当しません。 ◆接待や営業目的のイベント開催等を除きます。

1 フリーアドレスオフィス等の職場環境整備を行っている 2 社内ブログ・SNSやチャットアプリ等の従業員間コミュニ

2 社内ブログ・SNSやチャットアプリ等の従業員間コミュニケーション促進ツールの利用を 推進している

3 従業員同士の交流を増やすための企画を実施している (例:意見交換会、一言スピーチ、社内掲示板の活用、サンクスカード等)

4 同好会・サークル等の設置・金銭支援や場所の提供を行っている

5 社員旅行や家族交流会・昼食会等のイベントの開催・金銭支援や場所の提供を行っている

6 ボランティア、地域祭り等に組織として関与し、従業員が参加するような働きかけを行っている

7 従業員同士が感謝を伝え合うことに対してインセンティブの付与を行っている

(社内通貨、社内サンクスポイント制度等)

8 特に行っていない ⇒評価項目不適合



【私病等に関する復職・両立支援の取り組み】 (申請書:Q18)

Q18にて私病等を持つ従業員の復職支援、仕事と治療の両立支援に向けた取り組みを選択してください。未回答含めて特に実施していない場合、要件不適合となります。【選択要件】

○設置趣旨

本項目は、私病等を持つ従業員の復職支援、仕事と治療の両立支援に向けて、組織の意識改革や受け入れ体制の整備等の必要な措置を講じているかを問うものである。

○適合基準

本項目は、<u>従業員の復職支援、仕事と治療の両立支援に向けて、対象者の支援体制の整備等の対策を定めていること</u>をもって適合とする。

【ポイント】

・ メンタルヘルス不調に特化した取り組み や、定期健診の再検査・精密検査に関 する取り組みついては、本項目では評 価対象外。(他の評価項目において 評価)

「3-2-4. 私病等に関する復職・両立支援の取り組み」

- ★Q18. 私病等を持つ従業員の復職支援、仕事と治療の両立支援に向けて、どのような取り組みを 行っていますか。(いくつでも)
 - ◆メンタルヘルス不調に特化した取り組みは除きます。Q25でお答えください。
 - ◆治療と仕事の両立支援について、厚生労働省では以下のサイトで情報提供を行っています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html

◆不妊治療と仕事との両立に対する支援について、厚生労働省では以下のサイトで情報提供を行っています。

- 7 治療に配慮した休暇制度や勤務制度を整備している (例:時間単位年次休暇、有給の病気休暇、通院の就業時間認定、時差出勤、在宅勤務等)
- 8 復帰する部門の上司に対する、両立支援への理解を促すための教育・定期面談等を実施している
- 9 団体保険等により治療費の補助や休業補償の支給を行っている(健保組合等保険者からの一時金は除く)
- 10 仕事と治療の両立に向けた定期的な面談・助言を実施している
- 11 不妊治療に対する支援 (通院の際の有給の特別休暇付与等、性別を問わない支援)
- 12 いずれも特に行っていない ⇒評価項目不適合



【保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み】(申請書:Q19、20)

Q19にて保険者による特定保健指導の実施を促す取り組みを選択してください。Q20では健康診断の結果を踏まえた保健指導の実施状況を選択してください。どちらも未回答または実施していない場合、要件不適合となります。【選択要件】

○設置趣旨

本項目は、従業員の生活習慣病の重症化を予防するため、生活習慣の改善等を促す保健指導の実施または保険者による特定保健指導の実施のための時間的、空間的配慮等の取り組みを行っているかを問うものである。

○適合基準

① Q19「特定保健指導の実施機会の提供」または② Q20「保健指導(特定保健指導を除く)の実施」のいずれかを満たすことをもって適合とする。

【ポイント】

- ①は保険者が実施する特定保健指導を申請法人が促す取り組みがあるかを問う。対象者がいない場合でも、ルールの整備・明文化を行っていることをもって適合とする。
- ②は定期健診の結果に基づく保健指導を実施しているかを問う。<u>実施していない場合や対象者</u>がいない場合は、不適合。
- 保健指導とは、労働安全衛生法第66条の7に 基づく保健指導のことを指し、その都度相談をする健康相談とは異なる。

|「3-3-1.保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み」 ★Q19.保険者による特定保健指導の実施を促すために<u>事業主側として</u>どのような取り組みを 行っていますか。(いくつでも) ◆特定保健指導の対象者がいない場合も、ルールの整備・明文化を行っていることをもって取り組みとみなします。 ◆特定保健指導の対象者は特定健康(いわゆるメタボ健康)の結果、生活習慣の改善が必要と判断された人を指します。 1 事業主側から対象の従業員に特定保健指導の案内を周知している (例:健診結果の返却時に特定保健指導の案内を同封する等) 2 特定保健指導実施の支援を行う担当者を設置している 3 管理職に対して、特定保健指導の重要性を伝えた上で、業務上の配慮をするよう指導を行っている 4 特定保健指導実施時間の就業時間認定や有給の特別休暇付与を行っている 5 社内にて対面の特定保健指導実施場所を提供している 6 対象者が特定保健指導を受けやすいよう、特定保健指導と労働安全衛生法の事後措置とを 7 事業場からオンラインで特定保健指導を受けられる環境を整備している 8 健康診断と同日での初回面談の実施や勤務シフトの調整等、 対象者が特定保健指導を利用しやすい環境を作っている 9 特に行っていない ⇒Q20も非実施の場合、評価項目不適合 ※16対象者が特定保健指導を受けやすいよう、特定保健指導と労働安全衛生法の事後措置とを一体的に実施している』は、 事業主または保険者が事後指導等保健指導と特定保健指導を合わせて同一の事業者へ委託することを想定しています。 厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.1版)」 38ページにおいて、「意欲的な事業者が、事後指導等と特定保健指導を一体的に実施する」場合の想定として、 「事業者を特定保健指導の実施委託者とする」または「事業者と保険者が連携し、同じ委託先と委託契約を締結し 保健指導を一体的に実施するよう契約で規定する。」旨が示されています。

★Q20.健康診断の結果を踏まえ、特に健康の保持に努める必要があると認められる従業員に対し、 医師、保健師、地域産業保健センター等による保健指導(特定保健指導を除く)

◆労働安全衛生法第66条の7に基づく有所見者等に対する保健指導を想定しています。(法令上は努力義務)

1 産業医、保健師、地域産業保健センター等による保健指導を実施した

を実施していますか。(1つだけ)

用語説明【保健指導について】

2 実施しなかった/対象者がいなかった ⇒019も非実施の場合、評価項目不適合

※当該設問の記載方法については、健康経営優良法人2025 中小規模法人部門 申請手引書もご確認ください<ViewAttachmentPdf.action.pdf (kenko-keiei.jp)>



【食生活の改善に向けた取り組み】(申請書:Q21)

Q21にて食生活改善に向けた具体的な取り組みを選択してください。未回答含めて特に実施していない場合、要件不適合となります。【選択要件】

○設置趣旨

本項目は、生活習慣病等による欠勤、病休等を防ぐため、従業員の食生活改善を促す取り組みを行っているかを問うものである。

○適合基準

本項目は、従業員の食生活の改善に向けた従業員参加、環境整備のいずれかの取り組みを継続的に行っていることをもって適合とする。

【ポイント】

- 事業者が主体的に関与していない取り組みは不 適合とする。
 - ✓ 経営者・従業員等が<u>自主的</u>に行っている取り組み(例:ある従業員がお弁当を持参している)
 - ✓ 事業者の働きかけなしに、外部の事業者に より行われている取り組み

(例:自社内設置の自動販売機に、事業者の働きかけなしに健康に配慮した飲料が設置されている)

- 以下の取り組みは本項目では評価しない。 (他の評価項目において評価)
 - ✓ 保健指導の中で行われる取り組み
 - ✓ 食に関する情報提供・研修の実施 (ポスター掲示 等)

「3-3-2.食生活の改善に向けた取り組み」

★Q21.食生活改善に向けた具体的な支援として、どのような取り組みを行っていますか。(いくつでも)

◆教育・研修や保健指導、情報提供(カロリー表示、ポスター掲示等)は除きます。 <び業員参加> 1 食生活改善に向けたアプリ提供、カロリー記録等のサポートを実施している 2 定期的・継続的な食生活改善に向けた全社的な運動を実施している (例:腹八分目運動、野菜摂取週間等) 3 健康に配慮したレシピの実演・調理を体験するイベントを実施している <環境整備> 4 社員食堂・仕出弁当、現物支給、金銭補助等を通じて、健康に配慮した食事 (専門職が栄養管理している、第三者認証を取得している等)を摂取できるような環境整備・支援を行っている 5 自動販売機や訪問販売等において健康に配慮した飲料・栄養補助食品を提供している 6 外部事業者・管理栄養士等による栄養指導・相談窓口を設置している 7 朝食欠食対策として社員食堂等で朝食を提供している(飲料・栄養補助食品の提供を除く) 8 いずれも特に行っていない ⇒評価項目不適合



【運動機会の増進に向けた取り組み】(申請書:Q22)

Q22にて運動機会の増進に向けた普及啓発等の具体的な取り組みを選択してください。未回答含めて特に実施していない場合、要件不適合となります。【選択要件】

○設置趣旨

本項目は、生活習慣病等による欠勤、病休等を防ぐため、従業員の運動機会の増進に向けた取り組みを行っているかを問うものである。

○適合基準

本項目は、従業員の運動機会の増進に向けた従業員参加、環境整備のいずれかの取り組みを継続的に行っていることをもって適合とする。 ただし、事業者が主体的に関与してない取り組みは不適合とする。

「3-3-3.運動機会の増進に向けた取り組み」

【ポイント】

- 事業者が関与していない取り組みとは、「経営者・ 従業員等が自主的に行っている取り組み」や「事 業者の働きかけなしに、外部の事業者により行わ れている取り組み」を指す。
- 以下の取り組みは本項目では評価しない。 (他の評価項目において評価)
 - ✓ 保健指導の中で行われる取り組み
 - ✓ 運動に関する情報提供・研修
- 血圧測定や体重測定のみなど、従業員の状態把握のみで具体的な運動に関する取り組みが無い場合は不適合。

★Q22.運動機会の増進に向けた普及啓発等の具体的な支援として、どのような取り組みを行っていますか。 (いくつでも)

◆教育・研修や保健指導、情報提供(ポスター掲示等)は除きます。

(従業員参加)

- 1 運動機能のチェックができる機会を定期的に提供している
 - (例:体力測定、転倒等リスク評価セルフチェック表を使う機会を設ける、ロコモのチェック等) (セルフチェックは情報提供に該当するため除く)
- 2 職場外のスポーツクラブ等との提携・利用補助を行っている
- 3 日常的な運動を奨励するイベント(ウォーキング大会等)を開催している
- 4 運動奨励活動(歩行や階段使用の奨励、表彰等)を行っている
- 5 運動促進のためのツールの提供(歩数計の配布、アプリ提供、動画配信等)を行っている
- 6個別の状況やニーズに適した運動指導(運動メニューの作成等)を行っている
- 7 スポーツイベントの開催・参加補助を行っている
- 8 心身の健康増進を目的とした旅行(ヘルスツーリズム)を開催し、運動の習慣付けの指導を行っている(従業員への金銭補助も含む)

<環境整備>

- 9職場内に運動器具やジム、運動室等を設置している
- 10職場において集団で運動を行う時間を設けている(例:ラジオ体操、ストレッチ、ヨガ等)
- 11 官公庁・自治体等の職域の健康増進プロジェクトへ参加している
- (例:スポーツ庁「FUN+WALK PROJECT」等)
- 12 スポーツ庁「スポーツエールカンパニー」の認定を取得している
- 13 立ち会議スペースや昇降式デスク等、通常の勤務を通して運動量が向上するオフィス設備を設置している
- 14 運動習慣定着のため、徒歩通勤や自転車通勤のための支援や働きかけを行っている
- 15 運動機会の増進を目的とした同好会・サークル等の設置・金銭支援や場所の提供を行っている
- 16 いずれも特に行っていない ⇒評価項目不適合



【女性の健康保持・増進に向けた取り組み】 (申請書:Q23)

Q23にて女性特有の健康関連課題に対応する環境の整備や、従業員が女性特有の健康関連課題に関する知識を得るための取り組みを選択してください。未回答含めて特に実施していない場合、要件不適合となります。【選択要件】

○設置趣旨

本項目は、女性従業員の健康保持・増進に向けた職場環境の整備や、管理職・従業員の女性の健康に関するリテラシー向上に向けた取り組みを行っているかを問うものである。

○適合基準

本項目は、女性特有の健康課題に対応する環境の整備や、 管理職・従業員が女性特有の健康課題に関する知識を得るため の取り組みを継続的に行っていることをもって適合とする。なお、女 性従業員が申請日時点でいない場合も、何らかの取り組みを 行っていることをもって適合とする。

【ポイント】

- 労働基準法・男女雇用機会均等法等の法定の範囲内にとどまる取り組みは不適合。
- 婦人科健診の費用補助を従業員有志で行う等、事業者の関与が見られなければ不適合。
- 研修・セミナー等の取り組みも本項目で評価する。

★Q23.女性特有の健康関連課題に対応する環境の整備や、従業員が女性特有の健康関連課題に関する知識を 得るためにどのような取り組みを行っていますか。(いくつでも) ◆女性従業員がいない場合も、何らかの取り組みを行っていることをもって適合とします。 1婦人科がん検診への金銭補助を行っている 2 女性に多く見られる疾患・症状に対する検診項目(例:骨密度測定、甲状腺機能検査等) への金銭補助を行っている 3婦人科健診・検診の受診に対する就業時間認定や有給の特別休暇付与を行っている 4 従業員や保健師等による女性の健康専門の社外相談窓口を設置している (メールや電話等による相談を含む) 5 女性特有の健康関連課題に対応可能な社内体制を構築している (例:産業医や婦人科医の配置、外部の医師の紹介等) 8 女性の健康づくりを推進する部署やプロジェクトチームを設置している 7 妊婦健診等の母性健康管理のためのサポートの周知徹底を行っている 8 生理休暇を取得しやすい環境を整備している(例: 有給化や管理職への周知徹底等) ※単に生理休暇の制度があるだけでなく、利用を促進する環境の整備が求められます。 9 更年期症状や更年期障害の改善に向けた支援を行っている(例:通院の際の有給の特別休暇付与等) 10 骨密度低下(骨粗鬆症)予防の支援を行っている(骨密度測定、サプリ提供等) 11 女性専用の休憩室を設置している(※法律上設置義務のある休養室は除く) 12 月経随伴症状の自己管理を支援するツールやアプリを提供している 13 女性に多く見られる疾患・症状 (例:やせ、冷え・のぼせ、片頭痛など) に対し 働く環境への配慮や、支援ツール・アプリを提供している 14 妊娠中の従業員に対する業務上の配慮(健診時間の確保、休憩時間の確保、通勤負担の緩和等) の社内規定への明文化と周知を行っている ※「妊娠中の従業員に対する業務上の配慮の社内規定への明文化」のみでは基準を満たしません。 15 女性の健康関連課題等に関する理解促進のための研修・セミナーを実施している 16 特に行っていない ⇒評価項目不適合 SQ1. (Q23で「15」とお答えの場合) どのようなテーマの研修・セミナーを実施しているかお答えください。(いくつでも) 1 PMS (月経前症候群)や月経随伴症状といった月経周期に伴う心身の変化 2 更年期症状・更年期障害(のぼせ、息切れ・動悸がする、疲れやすい等) 3 閉経後の女性ホルモン低下による症状・疾病(骨粗しょう症・関節痛等) 4 女性のがん・女性に多いがん(子宮頸がん・子宮体がん・卵巣がん・乳がん) 5 子宮内膜症や女性の良性腫瘍(卵巣のう腫、子宮筋腫等) 644 7 貧血 8 妊娠/不妊、周産期ケア 9頭痛、片頭痛 10 その他

「3-3-4.女性の健康保持・増進に向けた取り組み」





【長時間労働者への対応に関する取り組み】(申請書:Q24)

Q24にて超過勤務時間が一定の基準を超えた長時間労働者に対する取り組みを選択してください。 SQ1にて正社員1人当たりの平均所定外労働時間も記載ください。未回答含めて特に実施していない 場合、要件不適合となります。【選択要件】

○設置趣旨

本項目は、経営者および人事・労務担当者が、従業員の超過勤務状況を把握し、長時間労働者に対する具体的な対策を行っているかを問うものである。

○適合基準

本項目は、従業員の労働環境を踏まえ、<u>長時間労働者が発生した場合(管理職を含む)の本人の過重労働防止に向けた具体</u>的な対応策を行っていることをもって適合とする。

(長時間労働者 = 超過勤務時間が月80時間を超える者、あるいは月80時間未満で自社で定めた基準を超える者)

【ポイント】

- 過重労働防止に向けた数値目標・計画の策定 や、過重労働防止に関する研修・情報提供については、本項目では評価しない。(他の評価項目において評価)
- 長時間労働者がいない場合でも、具体的な対応策を予め策定していることをもって適合とする。

「3-3-5. 長時間労働者への対応に関する取り組み」

- ★024. 超過勤務時間が一定の基準を超えた長時間労働者に対して、どのような取り組みを行っていますか。 (いくつでも)
 - ◆一定の基準とは、超過勤務時間が月80時間、あるいは月80時間未満で自社で定めた基準を指します。
 - ◆期間中に長時間労働者がいない場合でも、具体的な対応策を予め策定していることをもって適合とします。
- 1 法令を超える基準による、本人に対する医師(産業医を含む)の面接・指導を行っている※ (労働時間を条件としない、本人の申し出のみによる面接・指導は対象外)
 - 2 本人に対して保健師・看護師等専門職、産業カウンセラーによる面談・指導を行っている
 - 9 ナートスリーマー 市 一米数和 火土 アー・エット 上海 大石 マニフ
 - 4 本人に対して上司(上長、管理職、社長、経営者等)による面談・指導を行っている
 - 5 管理職に対して人事・労務担当者による面談・指導を行っている
 - 6 管理職に対して社長、経営者等による面談・指導を行っている
 - 7 安全衛生委員会等の場で、超過勤務状況改善を目的とした指摘・指導を
 - 管理職に対して行っている
 - 8本人への時間外労働の制限を行っている
 - 9休日取得強制・出社制限を行っている
 - 10 特に行っていない ⇒評価項目不適合
- ※「時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超える労働者であって、申出を行ったものへの医師による面接指導」が法令上の義務になり、「80時間未満」または「申出なしの実施」が法令を超える基準になります。
- SQ1.正社員の1人当たり平均所定外労働時間の状況(整数)についてお答えください。
 - ◆裁量労働制等のみなし労働時間制の場合も、みなし労働時間ではなく勤務実績から所定労働時間を引いて 計算してください。(所定労働時間が複数ある場合は多数の正社員が該当するもの)
 - ◆管理職は含み、役員は除いてください。

| ▼日本城は日が、区長は別のでくりにです。 | 2023年度 | |
|----------------------|--------|----|
| 平均月間 所定外 労働時間 | | 時間 |



【メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み】(申請書:Q25)

Q25にてメンタルヘルス不調の予防や不調者への復職支援、就業と治療の両立支援の取り組みを選択してください。未回答含めて特に実施していない場合、要件不適合となります。【選択要件】

○設置趣旨

本項目は、従業員のメンタルヘルス不調予備群または不調者に対するサポート体制や職場復帰支援策を事前に策定することにより、メンタルヘルス不調の予防や不調者発生時の適切な労働支援体制を整備しているかを問うものである。

○適合基準

本項目は、メンタルヘルス不調者の予防や不調者が出た場合の復職・治療支援体制の整備等の対策を定めていることをもって適合と する。

【ポイント】

- 労働安全衛生法に定められたストレスチェック 制度の範囲内の取り組みはここでは不適合と する。
- 本評価項目はメンタルヘルスの予防策やメンタルヘルス不調者への対応策を評価する項目であるため、事前に予防策や対応策として策定してない場合(都度の対応)は不適合とする。
- メンタルヘルスに関する研修・情報提供については本項目は評価しない。(他の評価項目において評価)

「3-3-6、メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み」

- ★Q25.メンタルヘルス不調の予防や不調者への復職支援、就業と治療の両立支援として、 どのような取り組みを行っていますか。(いくつでも)
 - ◆ストレスチェックに関する取り組みや研修・情報提供に関する取り組みは除きます。
 - ◆メンタルヘルス不調に特化しない私病等への対応は除きます。Q18でお答えください。
 - ◆ハラスメントの対応方針の周知、相談窓口の設置等法令上の義務である取り組みは除きます。

<不調予防>

- 1 メンタルヘルスについての社内相談窓口の設置および周知を行っている
- 2 メンタルヘルスについての外部相談窓口の活用および周知を行っている
- 3 セルフチェック・セルフケア等ができるアプリやウェアラブルデバイスを提供している
- 4マインドフルネス等の実践支援を行っている(実施場所や実施時間の確保等)
- 5 従業員にとって安心かつ快適な職場環境の整備について管理職を評価・教育する仕組みがある(部下による360度評価制度等)
- 6 従業員とその上長との1対1の定期的な個別面談等を行っている(人事目標・考課面談は除く)
- 7 取引先等他社や顧客等からのハラスメントに関する対策を明文化し社内周知を行っている
- 8 取引先等他社や顧客等からのハラスメントへの対応方針を社外や顧客に周知している

<復職·治療支援>

- 9 不調者に対して外部EAP (従業員支援プログラム)機関等と連携した復職サポート体制を 構築している
- 10 不調者に対してリワークプログラム(認知行動療法等)の(社外での)提供を行っている
- 11 いずれも特に行っていない ⇒評価項目不適合



【感染症予防に関する取り組み】 (申請書:Q26)

Q26にて感染症(インフルエンザ、麻しん・風しん、新型コロナウイルス感染症等)対策の取り組みを選択してください。未回答含めて特に実施していない場合、要件不適合となります。【選択要件】

○設置趣旨

本項目は、従業員の感染症予防に関する環境を整備するための取り組みを行っているかを問うものである。

○適合基準

本項目は、予防接種を受ける際の就業時間認定、感染症を発症した者への特別休暇付与等、従業員の感染症予防や感染拡大防止に向けた取り組みや制度を実施していることをもって適合とする。

「3-3-7. 感染症予防に関する取り組み」

★Q26. 感染症(インフルエンザ、麻しん・風しん、新型コロナウイルス感染症等)対策として、 どのような取り組みを行っていますか。(いくつでも)

| ع | のような取り組みを行っていますか。(いくつでも) |
|-----|---|
| ◆新型 | 型コロナウイルス感染症の対応策で、回答日時点で実施をやめた取り組みは含みません。 |
| | 1 インフルエンザの予防接種を社内で実施している |
| | 2 インフルエンザの予防接種の費用を補助している(一部負担の場合を含む) |
| | 3 麻しん、風しん等の予防接種の社内実施または補助を行っている |
| | 4 予防接種を受ける際に就業時間認定や有給の特別休暇付与等の制度的配慮を行っている |
| | (家族が予防接種を受ける際の付き添いを含む) |
| | 5 感染症を発症した者(家族が発症した場合を含む)への有給の特別休暇付与による |
| | 感染拡大予防を行っている |
| | 6 健康診断時に麻しん・風しん等の感染症抗体検査を実施している |
| | 参考: <u>https://www.mhlw.go.jp/content/000490986.pdf</u> |
| | 7 感染拡大時の事業継続計画を策定している |
| | 8 海外渡航者に対する予防接種や予防内服等の準備を行っている |
| | 参考: https://www.forth.go.jp/useful/vaccination02.html |
| | 9 海外渡航者に対する教育の実施や緊急搬送体制の整備を行っている |
| | 10 感染症のワクチンに対する従業員のリテラシーを高めるための教育・研修を行っている |
| | 11 事業場において換気設備の整備や換気ルールの導入を行う等、職場の環境整備を行っている |
| | 12 特に行っていない ⇒評価項目不適合 |



【喫煙率低下に向けた取り組み】(申請書:Q27)

Q27にて従業員の喫煙率を下げるための取り組み・ルール整備状況を選択してください。 SQ1にて 貴法人の従業員の喫煙率を記載ください。 未回答含めて特に実施していない場合、要件不適合となり ます。 【選択要件】

○設置趣旨

本項目は、従業員の喫煙率低下を促す取り組みを行っているかを問うものである。

○適合基準

本項目では、従業員の喫煙率低下を促すため、喫煙者に対する禁煙促進に向けた取り組みの実施・ルールの設置や従業員に対するたばこの健康影響についての教育・研修を実施していることをもって適合とする。

【ポイント】

- 申請時点で、喫煙者がいない場合であって も、その状態を維持するために、何らかの取り 組みを行っていることをもって適合とする。
- 以下の取り組みは本項目では評価しない。 (他の評価項目において評価)
 - ✓ 受動喫煙に対する対策

「3-3-8.喫煙率低下に向けた取り組み」

- ★Q27.従業員の喫煙率を下げるためにどのような取り組み・ルール整備を行っていますか。 (いくつでも)
 - ◆喫煙者が現時点でいない場合であっても、その状態を維持するために、いずれかの取り組みを行っていることが 認定要件の適合条件です。
 - ◆保健指導、事業場の受動喫煙対策は除きます。Q20、Q28でお答えください。
 - ◆教育・研修にはeラーニングやウェビナー等での実施を含みます。
 - ◆啓発書類の配布・イントラ掲示やメルマガ配信等、単なる情報提供は除きます。

1 たばこの健康影響についての教育・研修を行っている

- 2 喫煙率を下げることを目的とした継続的な禁煙支援または禁煙外来治療の補助を行っている
- 3 禁煙補助剤の無償支給や購入費支給を行っている(保健指導・禁煙外来での禁煙補助剤支給は除く)
- 4 禁煙達成者に対する表彰やインセンティブの付与を行っている

(「2」、「3」の達成時補助や、「8」のアプリ内のポイント等のインセンティブは除く)

- 5 非喫煙者に対する継続的なインセンティブの付与を行っている
 - (例: 手当や有給の特別休暇・休憩時間等)
 - (例: ナヨヤ有箱の特別体限・体思時间寺
- 6 喫煙に関する就業ルールを整備している
 - (例:事業場外も含めた就業時間中禁煙、喫煙可能な時間の制限等)
 - ※事業場内全面禁煙や分煙等場所に応じた禁煙ルールは、Q28の受動喫煙対策となるため、 該当しません。
- 7 禁煙・禁煙継続を促す社内イベントを実施している(例:禁煙月間、禁煙デー等)
- 8 禁煙・禁煙継続を促すアプリを提供している
- 9 特に行っていない ⇒評価項目不適合

SQ1. 現時点での貴法人の従業員の喫煙率(整数)をお答えください。

9/



【受動喫煙対策に関する取り組み】(申請書:Q28)(1/2)

Q28にて全事業場の禁煙の状況を選択してください。未回答含めていずれの取り組みも実施していない場合、健康経営優良法人不認定となります。 【必須要件】

○設置趣旨

本項目は、受動喫煙防止に向けて、適切な環境が整備されているかを問うものである。

○適合基準

本項目では、労働安全衛生法、健康増進法の趣旨に基づいて、受動喫煙防止に向けた対策が講じられていることを求める。 具体的には、全ての事業場において対象施設ごとに以下の適合要件を満たしていることをもって適合とする。

【対象施設における禁煙の状況と適合要件の整理】

◆適合要件との対応 ◎:適合要件を超える対応 ○:適合要件どおりの対応 ×:適合要件に満たない対応

| | | 屋内 | | | 敷地の屋外部分 | |
|-----------------|------|-----------------------------|------|------|-------------------------------|------|
| 対象施設 | 全面禁煙 | 喫煙室※1を 設置、それ以外 の屋内は禁煙 | 左記以外 | 全面禁煙 | 屋外喫煙所※1を 設置、それ以外 の屋外は禁煙 | 左記以外 |
| 第一種施設 | 0 | × | × | 0 | O %2 | × |
| 第二種施設 喫煙目的施設 | 0 | O%3 | × | 0 | 0 | × |

- ○第一種施設(学校·病院·児童福 祉施設等)
- ○第二種施設(第一種施設および 喫煙目的施設以外の施設)※既存 特定飲食提供施設含む
- ○喫煙目的施設

- ※1 望まない受動喫煙を生じない場所とするよう配慮されたものであることが必要。
- ※2 受動喫煙を防止するために必要な措置を講じた「特定屋外喫煙場所」であることが必要。
- ※3 ここでいう喫煙室とは、対象施設において喫煙が可能とされている場所を指す。対象施設の種類によって、求められる種類や条件が異なるため、詳細は健康増進法ならびに関係政省令や、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」(令和元年7月1日基発0701第1号)を参考とすること。
- ※自社占有でない、共用施設の場合は、自社が事業場として責任を持つ範囲(ビル内でテナントとして賃借しているスペースの範囲で、賃貸ビルの出入り口等の共用部分などは除く)の状況でお答えください。⇒賃借スペース内を全て禁煙と、屋外部分が一切ない場合は、屋外・屋内共に◎とみなしてください。

※当該設問の記載方法については、健康経営優良法人2025 中小規模法人部門 申請手引書もご確認ください<ViewAttachmentPdf.action.pdf (kenko-keiei.jp)>



【受動喫煙対策に関する取り組み】(申請書:Q28)(2/2)受動喫煙対策具体例

| 状況 | 屋内 | 屋外 | 回答(該当する選択肢) |
|--|---------|------------|--|
| 一般企業の事務所(第2種施設に該当) 屋内:全面禁煙 屋外:賃借なのでない | 0 | 0 | 1.屋内・屋外共に、全ての事業場で適合要件を超えた対策をとっている |
| 病院(第1種施設に該当) 屋内:全面禁煙 屋外:特定屋外喫煙場所を設置 | 0 | \circ | 2.屋内については、全ての事業場で適合要件を超えた対策をとっているが、屋外は適合要件どおりの対策をとっている事業場がある |
| シガーバー(喫煙目的施設に該当) 屋内: 喫煙目的室を設置し、それ以外の事務スペースなどは 禁煙 屋外: 賃借なのでない | 0 | © | 3.一部の事業場で適合要件を超えた対策をとっているが、その他の事業場は適合要件どおりの対策をとっている |
| 飲食店(既存特定飲食提供施設に該当) 屋内: 喫煙可能室を設置し、それ以外の事務スペースなどは 禁煙 屋外: 受動喫煙防止に配慮した喫煙場所を設置 | \circ | \bigcirc | 4.屋内・屋外共に、全ての事業場で適合要件どおりの対策をとっている |
| 工場 (第2種施設に該当) 屋内:全面禁煙 屋外:喫煙所を設けているが、入り口付近で仕切りがなく受動喫煙の恐れがある | © | × | 5.適合要件に満たない事業場がある ⇒ 不適合 |
| 学校(第1種施設に該当) 屋内: 喫煙所を設置 屋外: 特定屋外喫煙場所を設置 | × | 0 | 5.適合要件に満たない事業場がある ⇒ 不適合 |

5-5. 評価·改善



【健康経営の取り組みに対する評価・改善】(申請書:Q29)

Q29にて健康経営の取り組みの評価方法を選択してください。取り組みを評価している場合、どのような 改善を行っているかも記載ください。未回答含めていずれの取り組みも実施していない場合、健康経営優 良法人不認定となります。【必須要件】

○設置趣旨

本項目は、効果的な健康経営を進めるために、<u>健康経営の取り組み状況や結果を振り返り、その結果をもとに、今後の健康経営の目標設定、施策検討を行っているか</u>を問うものである。

*Q29. 健康経営の取り組みをどのように評価していますか。評価を実施している場合は実施している内容を

○適合基準

本項目は、健康経営の取り組みを実施後、取り組み結果をもとに、生活習慣等の改善状況の把握や効果検証等を行っていることをもって適合とする。

| | トから選択してくたさい。 いくつでも) |
|----|--------------------------------------|
| 評価 | |
| | 1 実施した結果を確認している |
| | 2 実施した結果を確認し、前年度等の過去の取り組み結果と比較している |
| | 3 実施した結果を確認し、他法人の事例や公表データ等の結果と比較している |
| | 4 実施した結果を確認し、保険者等の外部の専門家による評価を実施している |

★SQ1. (Q29で「1」~「4」のいずれかとお答えの場合)

5 実施した結果の確認や評価をしていない ⇒健康経営優良法人不認定

| _ | 評 | 『価をもとにどのような改善を行っていますか。(いくつでも) | |
|---|----|---------------------------------------|--|
| | 改善 | | |
| | | 1評価をもとに、社内で取り組みの見直しや、次の取り組みを検討している | |
| | | 2 次の取り組みを行うにあたり、他法人の成功事例等の情報を収集している | |
| | | 3 次の取り組みを行うにあたり、保険者等の外部の専門家から改善方法について | |
| | | アドバイスをもらっている | |
| | | 4 次の取り組みについての改善策を策定している | |
| Ī | | 5 特に改善を実施していない ⇒健康経営優良法人不認定 | |
| | | | |

| 「4」のいずれかとお答えの 評価・改善するにあたりSQ | 場合) 1の選択肢以外で実施していることがあれば。 | • |
|------------------------------------|------------------------------|---|
| | | |

6. ブライト500認定要件



ブライト500認定要件(申請書:Q30、31)

- ブライト500に申請する場合はQ30回答欄に「1」を記載ください。Q31以降の回答は、健康経営優良法人2025(中小規模法人部門(**ブライト500**))の認定評価に用います。
- なお、ネクストブライト1000に認定されるためにもQ30回答欄に「1」を記載することが必要です。
- ブライト500・ネクストブライト1000に認定されるにあたってはQ31にて選択肢 $1 \sim 3$ のいずれかを選択する必要があります。

◆ブライト500申請への意向を問う設問

Q30.健康経営優良法人(中小規模法人部門(ブライト500))に申請しますか。(1つだけ)

◆ブライト500、ネクストブライト1000の認定を受けるには、本設問の選択肢「1」を選択する必要があります。

1 はい 2 いいえ

↑ブライト500・ネクストブライト1000の認定を希望する場合、「1」と回答ください。

- ※記入していない場合は、健康経営優良法人2025(中小規模法人部門(ブライト500・ネクストブライト1000)) 認定の対象になりません。
- Q31. 申請書の評価結果について、経済産業省のウェブサイト等での公表を予定しています。

貴法人の情報について公開してよろしいでしょうか。(1つだけ)

- ◆投資家や求職者等ステークホルダーが参照するためのデータベースとして公表します。
- ◆選択肢1~3のいずれかを選択いただくことが**ブライト500・ネクストブライト1000認定の必須条件**です。 開示不可の場合、評価結果が500位以内、1500位以内であってもブライト500・ネクストブライト1000には認定されません。
 - 1 開示可
 - 2 ブライト500、ネクストブライト1000または優良法人に認定された場合のみ開示可
 - 3 ブライト500またはネクストブライト1000に認定された場合のみ開示可
 - 4 開示不可 (ブライト500・ネクストブライト1000には認定されません)

↑ブライト500・ネクストブライト1000の認定を希望する場合、1~3のいずれかと回答ください。 申請書の評価結果を公開されない場合、健康経営優良法人2025(中小規模法人部門(ブライト500・ネクストブライト 1000))認定の対象になりません。



ブライト500認定要件(申請書:Q32)

- Q32の回答は、健康経営優良法人2025(中小規模法人部門(ブライト500))の認定評価 に用います。ブライト500に申請する場合は必ずお答えください。
- 健康経営の推進に関して経営者・役員が関与している内容を回答してください。

◆「経営者・役員の関与の度合い」の設問

Q32.健康経営の推進に関して、経営者・役員が関与している内容を教えてください。(いくつでも)

- 1 健康経営の推進方針を決定する議論に参加している 2 経営者・役員自ら、健康経営施策や取り組みに参加している
 - 3 経営者・役員自ら、健康経営の推進状況や施策内容について、「社内」へ情報発信している
 - 4 経営者・役員自ら、健康経営の推進状況や施策内容について、「社外」へ情報発信している
 - 5 健康経営を推進する中での留意点や懸念に関する議論に参加している
 - 6 健康経営を推進することでの効果検証結果に関する議論に参加している
 - 7 特に経営者・役員は関与していない

ブライト500認定要件(申請書:Q33) (1/3)

- Q33、SQ1、SQ2の回答は、健康経営優良法人2025(中小規模法人部門(ブライト500))
 の認定評価に用います。ブライト500に申請する場合は必ずお答えください。
- 今年度の健康経営の推進方針を検討するにあたり、昨年度まで実施した健康経営について評価している内容を記載してください。

◆「健康経営のPDCAに関する取り組み状況」の設問

Q33.今年度の健康経営の推進方針を検討するにあたり、昨年度までの健康経営の実施について

具体的に、何を評価しているかお答えください。(いくつでも)

1 取り組み内容に対する従業員の評価や意見を聴取している
2 個々の施策の参加者数、参加者の満足度等の取り組み結果を評価している
3 従業員の生活習慣等の健康状態の改善度合いを評価している
4 取り組みの結果として改善した経営関連指標の改善度合いを評価している
5 特に評価をしていない

SQ1. (Q33で「1」~「4」のいずれかとお答えの場合)

具体的にどのような評価内容を検証していますか。(いくつでも) ①取り組み内容・個々の施策に関する評価内容 1 取り組みに参加した感想 2 取り組みの参加者の満足度 3取り組みの参加者数 4取り組み自体の認知度 ②従業員の生活習慣等の健康状態の改善度合いに関する評価内容 5 健康診断における再検査・精密検査等対象者の人数・比率 6保険者による特定保健指導の実施率 7健康診断の有所見者等に対する保健指導実施率(労働安全衛生法第88条の7に基づく努力義務) 8 朝食欠食率 9 運動習慣を持つ従業員比率 10 睡眠により十分な休養が取れている従業員比率 11 従業員の健康に対する意識・関心 12 喫煙率 ③健康経営の実施による経営関連指標の改善度合いに関する評価内容 13 採用に対する応募者数 14 顧客の満足度 15 従業員の生産性 16 企業ブランド・イメージ 17 長時間労働者数 18 離職率 19 法人の業績 20 その他



ブライト500認定要件(申請書:Q33) (2/3)

- Q33 SQ2では健康経営のPDCAに関する取り組み状況を具体的に問うています。
- ◆「健康経営のPDCAに関する取り組み状況」を問う 定性記述の設問

SQ2. (Q33 で「1」~「4」のいずれかとお答えの場合)

昨年度までの健康経営の取り組みについて具体的に評価・改善を実施した内写でお答えください。

◆記載にあたってのテーマは以下の課題のテーマより選択ください。

◆課題のテーマ・内容・取り組みの概要についてはQ10 SQ2との重複も認めます。

◆(a)課題のテーマについて「7労働時間の適正化、ワークライフバランス・生活時間の確保」を選択し、時間外労働を 指標にしている場合、36協定の締結状況をはJ取り組みの結果にご記載ください。

| (a)課題のテーマ ↑の選択肢から番号を入力 | 入力した番号から自動表示 |
|---|--------------|
| (b)課題の内容 | |
| (c)取り組み概要 | |
| (d)取り組みの結果 | |
| (e)結果の評価方法と成果 ※(d)の結果を評価するにあたっての 具体的な方法を記載ください。 また評価の結果、課題に対して取り 組みがどのような成果を上げたか記 載ください。 | |
| (f) 今後の改善方針 ※評価結果と成果を踏まえた今後の 取り組み方針を記載ください。 | |

a)以下から課題のテーマを選択する

※Q10 SQ2での記載との重複も認めます

(a)課題のテーマ 選択肢一覧

- 1 健康状態にかかわらず全従業員に対する疾病の発生予防
- 2 生活習慣病等の疾病の高リスク者に対する重症化予防
- 3 メンタルヘルス不調等のストレス関連疾患※の発生予防・早期発見・対応(職場環境の改善等)
- 4 従業員の生産性低下防止・事故発生予防(肩こり、腰痛等筋骨格系の症状や、睡眠不足の改善、転倒予防等)
- 5 女性特有の健康関連課題への対応、女性の健康保持・増進
- 6 休職後の職場復帰、就業と治療の両立
- 7 労働時間の適正化、ワークライフバランス・生活時間の確保
- 8 育児と就業の両立、介護と就業の両立
- 9 従業員間のコミュニケーションの促進
- 10 従業員の感染症予防 (インフルエンザ等)
- 11 従業員の喫煙率低下
 - ※ストレス関連疾患:心理的・社会的ストレスから生じる病気や、ストレスによって経過が悪くなると考えられる病気 (胃・十二指腸潰瘍、本態性高血圧症、過換気症候群、片頭痛、心臓神経症、神経症、自律神経失調症その他多くの疾患)
- b)課題の内容について、具体的に記入する
- ※Q10 SQ2での記載との重複も認めます
- c)課題に対する取り組みの概要を具体的に記入する
- ※Q10 SQ2での記載との重複も認めます
- d)実施した取り組みの結果を具体的に記載する
- e)課題に対して実施した取り組みが有効であったかを評価するために結果の評価方法と成果を具体的に記入する
- f)実施した取り組みの成果を踏まえた、今後の改善方針を具体的に記入する



ブライト500認定要件(申請書:Q33)(3/3)

 Q33 SQ3の回答は、健康経営優良法人2025(中小規模法人部門(ブライト500))の認 定評価には用いませんが、実態把握のため回答をお願いします。

◆「健康経営のPDCAに関する取り組み状況」の設問

8Q3.Q33で「4」とお答えで、かつ、Q4の従業員数が10人以上とお答えの法人にお伺いします。 健康経営の効果検証において、どのような評価指標を設定し、定期的に計測していますか。 (いくつでも)

- ◆本設問への回答はブライト500・ネクストブライト1000の選定には使用しません。
- ◆ワーク・エンゲイジメントは、仕事に関連するポジティブで充実した心理状態として、 「仕事から活力を得ていきいきとしている」(活力)、「仕事に誇りとやりがいを感じている」(熱意)、 「仕事に熱心に取り組んでいる」(没頭)の3つにより構成される状態として定義されます。
- ◆新職業性ストレス簡易調査票のワーク・エンゲイジメントに関する2項目の測定だけでも、 ローク・エンザイジスト・お測定におりて同僚が到って問題を見ませれる。

| ワー | ク・エンゲイジメントを測定したとご回答頂いて問題ありません。 |
|----|--|
| | 1 アブセンティーイズム (傷病による欠勤) |
| | 2 プレゼンティーイズム |
| | (出勤はしているものの、健康上の問題によって完全な業務パフォーマンスが出せない状況) 📗 |
| | 3 ワーク・エンゲイジメント(仕事に対する活力・熱意・没頭) |
| | 4 自社の健康経営施策に対する従業員の満足度 |
| | 5組織全体の活性度や風通しの良さ |
| | (従業員同士の信頼関係や心理的安全性、コミュニケーションの活性度合い) |
| | 6 組織に対する信頼度・満足度や貢献意識 |
| | 7 その他 |



ブライト500認定要件(申請書:Q34)

- Q34の回答は、健康経営優良法人2025(中小規模法人部門(ブライト500))の認定評価 に用います。ブライト500に申請する場合は必ずお答えください。
- 「健康経営」という文脈で**自社から**情報発信したものについてのみ答えてください。(働き方改革等では不可)

◆「自社からの発信状況」を問う設問

Q34. 貴法人の健康経営関連の取り組みについて、主体的な情報発信をどのように行っていますか。 (いくつでも)
◆「健康経営」という文脈で情報発信したものについてのみお答えください。「働き方改革」等の情報発信は除きます。

1 自社のHPを通して発信している

8 特に地域や他社に対して主体的に健康経営に関する情報発信をしていない

1 目代のIPを通して作る 2 自社のSNSを通して発信している 3 自社のSNSを通して発信している 4 社外向けに、事務所入口等、来訪者がいつでも閲覧できる場所に掲示している 5 自社のパンフレット配付等を通して発信している 6 自社の採用等の説明会で発信している 7 広告に掲載している

SQ1. (Q34で「1」~「7」のいずれかとお答えの場合)

| <u>= 0, </u> | :うな内容について発信を行っていますか。 (いくつでも) |
|---|---|
| <a.4< th=""><th>皇康経営の戦略></th></a.4<> | 皇康経営の戦略> |
| | 1 健康経営で解決したい経営上の課題 2 健康経営の実施により期待する効果 |
| | 3 健康経営全体の具体的な数値目標 |
| | 4 健康経営全体の具体的な数値目標の設定に至った背景・根拠 |
| | 5 健康経営に対する経営者・役員の関与 |
| | 6 その他 |
| | |
| | 7 特に健康経営の戦略は開示していない |
| < b. | 康経営の取り組み内容とその結果> |
| | 1 自社従業員の健康課題 2 健康課題の改善の具体的な数値目標 |
| | 3 健康課題を解決するための具体的な取り組みの内容 |
| | 4 健康経営の個別施策に対する投資額 |
| | 5 健康経営の個別施策の実施回数や参加率等の定量的なデータ |
| | 6 その他 |
| | |
| | 7 特に健康経営の取り組み内容とその結果は開示していない |
| <0.º | 皇康経営の取り組みによる効果> |
| | 1 企業経営に対する健康経営の効果を示す経年での定量的な分析データ |
| | (例:企業価値向上、生産性や従業員の業務パフォーマンスの向上、従業員定着率向上等) |
| | 2 企業経営に対する健康経営の効果をストーリー立てて説明する定性的な記述 |
| | 3 健康課題の改善に関する経年での定量的な分析データ |
| | (例:生活習慣病改善、有所見者率改善、メンタルヘルス休職者率改善等) |
| | 4 健康課題の改善に関してストーリー立てて説明する定性的な記述 |
| | 5 その他 |
| | |
| | 6 特に健康経営の取り組みによる効果は開示していない |

| SQ2. | (Q34で「1」~「7」のいずれかとお答えの場合)貴法人の健康経営関連の取り組みの 情報発信状況が確認できるURL等がある場合はご記入ください。 |
|------|--|
| | |
| SQ3. | (Q34で「1」~「7」のいずれかとお答えの場合)貴法人の健康経営関連の取り組みについて、情報発信を行う頻度や、更新頻度をお答えください。(最も頻度が高いものについて1つだけ) |
| | 1 週に1回程度、情報発信や情報の更新を行っている 2 月に1回程度、情報発信や情報の更新を行っている |
| | 3 年に数回、情報発信や情報の更新を行っている 4 年に1回程度、情報発信や情報の更新を行っている 5 年に1回未満、情報発信や情報の更新を行っている |
| | あるいは、情報発信を実施したが、その後の更新は行っていない |

| SQ4. (Q34で「1」~ 西暦 | 答えの場合)直近の情報発信は り に最新の情報を発信 | いつ実施しましただ |
|----------------------|--------------------------------------|-----------|
| 四 /首 | に取削の情報を光信 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

ブライト500認定要件(申請書:Q35)

- Q35の回答は、健康経営優良法人2025(中小規模法人部門(ブライト500))の認定評価 に用います。ブライト500に申請する場合は必ずお答えください。
- 貴法人にて申請日から過去3年以内に外部からの依頼を受けて行った健康経営に関する情報発信についてお答えください。「健康経営」という文脈での発信のみが対象です。(働き方改革等では不可)

◆「外部からの依頼を受けての発信」の設問

- Q35. 貴法人の健康経営関連の取り組みについて、これまでに依頼されて実施した情報発信の回数をお答えください。
 - ◆貴法人にて申請日から<u>過去3年以内に</u>行った健康経営に関する情報発信についてご記入ください。
 - ◆「健康経営」という文脈で情報発信したものについてのみお答えください。「働き方改革」等の情報発信は除きます。
 - ◆グループ会社からの依頼、または自社広告は除きます。

| ◆実施がない場合は、「0」とご記入ください | 0 | 累計回数 |
|--|--------------|------|
| 1 健康経営等に関する講演会で | の登壇 | |
| 2 新聞・テレビ等のメディアに | よる取材・見学の受け入れ | |
| 3国・自治体等による取材・見 | 学の受け入れ | |
| 健康経営に取り組む他法人か 4 ※面談記録などエビデンスがない、 (例:営業訪問の際に話題を出し | | |
| 5 その他 | | |

SQ1. (Q35「1」~「5」のうち1回でも実施しているとお答えの場合)

| <u>どのような内容について発信を行っていますか。(いくつ</u> | <u>でも)</u> |
|-----------------------------------|------------|
|-----------------------------------|------------|

- 1 健康経営に関する認定 (健康経営優良法人認定や、地域での認定等) の取得状況
- 2 健康経営に取り組む目的・方針
- 3 健康経営に取り組む体制
- 4 健康経営の取り組みの実施内容
- 5 健康経営に関する取り組み結果や効果
- 6 今後の健康経営における目標や計画
- 7 健康経営実施の目的・方針、体制、目標、取り組み、結果等を一連のストーリーとして発信



7. 健康経営優良法人に関するアンケート



健康経営優良法人に関するアンケートについて

Q36以降の健康経営優良法人に関するアンケートについては、健康経営推進企業の実態把握および今後の施策・制度設計、認定制度の改善のために活用させていただく予定ですので、是非ご回答ください。なお、Q46の育児または介護と就業との両立支援のアンケート設問については2024年3月に仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドラインが公表されたことを踏まえ、来年度認定要件とすることを想定しています。

Q46. 育児または介護と就業の両立支援としてどのような取り組みを行っていますか。(いくつでも)

- ◆法定を超える取り組みを行っている場合のみ該当します。
- ◆研修は、eラーニングやウェビナー等での実施を含みます。
- ◆介護と就業の両立支援につきましては、経済産業省が策定した「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/mono.info_service/healthcare/kaigo/kaigo_guideline.html
◆育児または介護と就業の両立支援については来年度認定要件とすることを想定しています。

<a.育児> 1 育児との両立に関する研修の実施(法定の対象者への制度説明は除く) 2 育児との両立に関する社内制度・取り組みの周知徹底 3 育児で利用できる法定以外の特別休暇の取得を認めている 4 育児で利用できる法定の休業・休暇・勤務制度の対象期間の拡大 5 育児を事由とした柔軟な勤務制度を整備(在宅勤務、週休3日制、短時間勤務等) 6 保育施設を整備する等、職場で子供を預かれるようにしている 7 保育施設・ベビーシッター事業者と提携することで、優先受け入れやイレギュラー時の 柔軟な対応等が出来る体制を整備している 8 子連れでの勤務を認めている 9 育児経験者と経験談を共有できる場を社内で設けている 10 育児休業への金銭支給または看護休暇の有給化 11 ベビーシッター等の育児費用への金銭補助を行っている 12 育児支援制度の利用者に対してニーズや満足度等を聴取 13 育児と就業の両立支援について相談が可能な相談窓口を社内外に設けている 14 障がいを持つ子供をもつ従業員への支援を行っている 15 その他 16 いずれも特に行っていない 1 仕事と介護の両立支援へ取り組むメッセージ等を経営層から発信している 2 担当者を設置した組織体制ができている (人事担当者の役割と明示されている場合も含む) 3 アンケートや聴取により、従業員の現在・将来的な介護の実施状況、課題等を把握している 4 介護との両立に関する社内制度・取り組みや介護保険制度等の基礎情報をメールなどで 個別に情報提供している 5 介護リテラシーや両立に関する従業員・管理職向け研修の実施 6 介護に関する経験談を共有できる場を社内で設けている 7 介護についてなんでも相談できる窓口(専門家)を設置している 8 育児介護休業法等の法定義務を超えた休業・休暇日数の付与 (介護休業の期間延長(法定93日まで)・介護休暇の付与日数増加(法定年5日まで)) 9 介護で利用できる法定以外の柔軟な勤務制度を整備(在宅勤務、転勤配慮、週休3日制等) 10 介護関連サービスの費用補助等福利厚生制度による経済的な支援を行っている 11 従業員やケアマネジャーと職場が介護に関する情報を共有できる仕組みを設けている 12 会社の介護支援制度の利用者に対してニーズや満足度等を聴取 13 失効した年次有給休暇を積み立て、介護休業時の使用を認めている 14 介護関連の公的サービスに加え、保険外サービス等も情報提供できる相談先 (公的窓口や介護専門資格保有者等)を紹介している 16 その他

仕事と介護の両立支援に関する経営者向け ガイドライン



健康経営優良法人認定事務局窓口 (委託企業:株式会社日経リサーチ)

TEL: 03-5296-5172

(お問い合わせ受付時間:平日10時~17時30分)

中小規模法人部門:kenkoujimu@nikkei-r.co.jp 大規模法人部門: health survey@nikkei-r.co.jp

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル